法政大学学術機関リポジトリ
HOSEI UNIVERSITY REPOSITORY

PDF issue: 2025-07-11

戦後沖縄と米軍基地(5)沖縄基地をめぐる沖米日関係

平良, 好利 / TAIRA, Yoshitoshi

(出版者 / Publisher)
法学志林協会
(雑誌名 / Journal or Publication Title)
Review of law and political sciences / 法学志林
(巻 / Volume)
107
(号 / Number)
4
(開始ページ / Start Page)
195
(終了ページ / End Page)
257
(発行年 / Year)
2010-02
(URL)
https://doi.org/10.15002/00009909

Hosei University Repository

戦後沖縄と米軍基地（五）

——沖縄基地をめぐる沖米日関係——

平良好利

序　本論文の課題
第一章　沖縄米軍基地の形成（以上百六巻二号）
第二章　沖縄の戦後復興と米軍基（以上百六巻三号）
第三章　沖縄の分離と軍用地使用問題（以上百七巻二号）
第四章　土地接収と補償問題（以上百七巻三号）
第五章　軍用地使用政策の確立と基地の拡大
第一節　軍用地政策実施をめぐる政治過程
一　プライス勧告の発表と沖縄住民の抵抗
二　レムニッツアー声明と沖縄内部の見解対立
三　岸訪米と軍用地問題
四　一括払い問題への限定化
第二節　軍用地政策変更をめぐる政治過程
一　兼次佐一那覇市長の誕生
二　国務省による一括払い政策の再検討
三　日本政府の対米要請と沖縄代表団の訪米、
四　軍用地問題の解決と基地の拡大（以上本号）
第六章　沖縄返還と「基地問題」
第七章　基地労働者・軍用地主にとっての日本復帰
おわりに

Hosei University Repository

第五章　軍用地使用政策の確立と基地の拡大

一九五六年六月に発表されたプライス勧告（米下院軍事委員会特別小委員会報告書）は、前章でみたように、農地の補償方法等については沖縄側の要望にある一定の配慮を示す一方、一括払い問題と新規接収問題に関しては、基本的には米軍側の見解を支持する内容となっていた。このプライス勧告の発表を受けて沖縄の政治指導者たちは、戦後始まって以来の激しい抵抗を示すことになるが、しかし翌五七年一月、アメリカ政府はほぼプライス勧告に沿った軍用地政策を発表することになる。

本章ではこうした一九五六年以後に展開された沖縄軍用地問題をめぐる政治過程を、とりわけ一九五七年に実施された新軍用地政策をめぐる政治過程を、主として沖縄の政治指導者たちと日本政府の対応に注目しながら考察していくものである。従来の研究は、この一九五六年の政治過程については、主として大衆運動の観点からこれに強い関心を払いながらも、翌五七年の政治過程については、それほど大きな関心を示してこなかったといえる。(1) ただ、これまでの研究が全く後者の政治過程を扱っていなかったわけではなく、例えば牧野浩隆らの研究は、沖縄の政治指導者たちの行動に焦点を当てたうえで、同政治過程を詳細に考察してはいる。(2) しかしその牧野らの研究も含めて従来の研究は、その関心が沖縄内部の政治過程や本土と沖縄における大衆運動の展開過程に限定されており、沖縄の政治指導者たちが日本政府に対米折衝を働きかけたことや、それを受けて日本政府がアメリカ政府に問題を訴えたことについては、ほとんど触れていない。プライス勧告の発表以後沖縄の政治指導者たちが最も重視したことは、日本政府を軍用

Hosei University Repository

地問題に関与させて、その日本政府の外交力によって問題を解決することにあった。そのことを考えれば、この沖縄側の対日行動と日本政府の対応を見逃すことはできないといえる。

また五七年に実施された新軍用地政策は、周知のように、五八年に入って全面的に見直すことが沖米間で合意されるが、この軍用地政策の変更過程を扱った従来の研究は、アメリカ政府内部の動きや、岸信介首相の行動を分析してはいるものの、[3] そもそも軍用地政策の変更をめぐる議論がアメリカ政府内部でどのように浮上してきたのかということや、政策変更をめぐる沖縄の政治指導者たちと日本政府のやりとりについては、それほど詳しく説明してはいない。そこで本章では、これらの点に注意を向けながら、この五八年以後の軍用地政策の変更をめぐる政治過程を考察していくことにする。

まず第一節ではプライス勧告をめぐる一九五六年の政治過程を概観したあと、翌五七年に実施された新軍用地政策の実施をめぐる政治過程を詳細にみていくことにする。そして続く第二節では、その実施された新軍用地政策が全面的に見直される過程を考察する。

第一節　軍用地政策実施をめぐる政治過程

一　プライス勧告の発表と沖縄住民の抵抗

一九五六年六月九日、モーア民政副長官からプライス勧告の要旨を受けた沖縄の政治指導者たち（行政府、立法院、市町村長会、そして土地連からなる四者協議会）は、周知のように、この勧告発表に強いショックを受け、直ちに同勧告への反対意思を明らかにする。そして彼らは六月一六日、モーア民政副長官に対し総辞職の決意があることを表

Hosei University Repository

明し、次いで六月二〇日には、二〇万人余の住民を集めて超党派の住民大会を各市町村一斉に開催する。[4] そしてこの反対世論の高まりを背景に四者協議会は、安里積千代立法院議員（沖縄社会大衆党委員長）をはじめとする沖縄代表団四名を日本本土へと派遣し、日本政府および日本国民に対してプライス勧告への反対を訴えることになる。

こうした四者協議会の動きに対して現地米軍は、まず総辞職の決意表明に対し、次のような態度をとる。すなわち、モーア民政副長官は四者協議会の代表らに対して、「総辞職」という「無謀な行動」に出ることがないよう注意をするとともに、もしそうした行動をとれば「民主的政府の発展を数年間も後戻りさせることになる」とのべて、米軍による直接統治もあり得ることを示唆するのであった。[5] このモーアの言動が単なる脅しでなかったことは、彼がこの時期沖縄の直接統治を実際に検討していたことをみても分かる。前述した各市町村一斉の住民大会が開催された六月二〇日、東京の極東軍司令部はモーアに対し、もし沖縄の政治指導者たちが総辞職を行った場合、現地の米民政府は立法と行政を代替する適切な能力を持っているのか、と問い合わせている。[6] これに対して米民政府は、六月二五日、「行政主席と彼の直接のスタッフの管理的な職務」と、「立法府の機能」をみずからが引き受ける用意のあることを同司令部に伝えるのであった。[7]

沖縄の政治指導者たちのとった総辞職の決意表明に対してこのような態度をとった現地米軍当局は、彼ら政治指導者たちのとったいま一つの行動、すなわち超党派の住民大会に対しては、意外にもこれといった大きな関心を示したという形跡は、筆者の手元にある資料をみる限り、見られない。[8] しかしこうした住民大会への関心とは正反対に、現地米軍当局と東京の極東軍司令部が最も嫌がったのは、沖縄側のとった三つ目の行動、すなわち日本政府への訴えであった。駐日アメリカ大使館が国務省に宛てた六月一五日付けの電報によれば、モーアは東京の極東軍司令部に対し、

Hosei University Repository

立法院が六月一二日に可決した決議書、すなわち日本政府に協力を求めることを謳った決議書（「日本政府に対する要望決議」）を同政府に送るべきでない旨を進言していた。そして同司令部も、このモーアの進言を承認するとともに、駐日アメリカ大使館に対し、沖縄代表団の本土訪問について深い憂慮の念を伝えていた。(9)

このように日本政府への訴えを米軍当局が嫌がるなか、安里ら沖縄代表団は六月二七日、日本本土へと出発し、それから三週間近くにわたって政府関係機関、衆参両議院、各政党、労組、民間団体、そして報道機関などに問題を訴えるとともに、東京など全国各地で行なわれた住民大会にも参加し、本土世論を大いに盛り上げることになる。(10) このように精力的な活動を展開した沖縄代表団にとって、彼らが最も重要視したことはもちろん、この軍用地問題に日本政府を関与させて、同政府の外交力によって問題を解決することであった。安里ら沖縄代表団が上京翌日、重光葵外務大臣と直接会談をもち、その後外務省の中川融アジア局長ら政府関係者と都合四回にわたって長時間にわたる協議を行ったことは、まさにそのことをよく表わしている。(11) またこうした活動を展開しただけでなく、代表団は直接極東軍司令部や駐日アメリカ大使館も訪問し、プライス勧告への反対意思を強く訴えるのであった。(12)

沖縄代表団の訴えに対して「民族の問題として解決せずには置けぬ。是非やらねばならない」(13)と返答した重光外務大臣は、その後ジョン・M・アリソン（John M. Allison）駐日大使と数度にわたって会談をもち、沖縄側の要望をアメリカ政府に伝えることになる。日米関係を重視する駐日大使館は、この日本政府からの要請や、安里ら沖縄代表団からの要請等を受けるなか、次第に沖縄側の意向を受け入れていき、ワシントンの本省に対し一括払い政策の見直しを求めることになる。そしてこれを受けた本省も、ついに七月一五日、一括払い政策ではなく毎年払い政策を考慮に入れている旨をアリソンに伝えるのであった。(14)

Hosei University Repository

このように国務省が一払い政策の見直しに向けて動き始めたころ、一方の沖縄現地では、与儀達敏立法院議長をはじめとする沖縄に残った政治指導者たちが、局面をさらに前進させるための措置として、いわゆる「日米国際交渉」案なる腹案を極秘に練っていた。この「日米国際交渉」案とは、プライス勧告への反論書を提出したあと、現地米軍との折衝主体である比嘉秀平行政主席を退陣させ、そのうえで改めて日本政府にアメリカ政府との正式交渉を一任する、という構想であった。(15) しかも与儀らがこの案を練っていたとき、日本政府と国会は沖縄現地に調査団を派遣することを模索しており、もしそれが実現された場合、本土と沖縄においてプライス勧告への反対世論がさらに高まるであろうことは、火をみるより明らかであった。

このように事態は徐々に沖縄側の望む方向に進むかにみえたが、しかしここから事態は逆転することになる。まず、問題の平穏な解決を目指したアリソン駐日大使が、日本側調査団の沖縄派遣案を阻止する方向に動き、結局のところ同案の実現は翌年三月まで延びることになる（後述）。また与儀らの模索していた「日米国際交渉」案も、当の比嘉本人が主席を続投し、徐々にその軸足を米軍側に移していったため、あえなく後退を余儀なくされる。

そして八月八日、周知の通りオフ・リミッツ（米兵の外出禁止令）が米軍当局によって発令され、基地に依存する沖縄社会に深刻なダメージを与えることになる。そしてさらに追い打ちをかけるかの如く、東京の極東軍司令部が八月一八日、「レムニッツアー書簡」なるものを比嘉主席に送付し、軍用地問題から日本政府を排除することを試みる。(16) 一方、ワシントンでは、プライス勧告から決して後退すべきでないという沖縄現地のスティーブス総領事からの進言を国務省が受け入れたことによって、結局のところ同勧告の線に沿った新しい軍用地政策が国防省と国務省との間で作成されることになる。

Hosei University Repository

かくして事態は沖縄側にとって徐々に厳しいものへと変わっていったが、しかしこれで沖縄側の抵抗が完全に止んでしまったわけではなかった。「レムニッツァー書簡」を受けて極度に足並みを乱した沖縄の政治指導者たちに対し、那覇駐在の日本政府南方連絡事務所の高島省三所長は、次のような助言を行なって、彼らを側面からサポートしている。すなわち高島は、粘り強い折衝態勢を維持したうえで、沖縄側として統一した具体案を作成し、それを日本政府に提案すべきである、と進言したのである。この高島の進言がきいたのか、その後沖縄の政治指導者たちは、懸案であった超党派の住民組織「土地を守る会総連合」（会長吉元栄真市町村長会会長、事務局長桑江朝幸土地連会長。以下、土地総連と略記する）を結成し、長期にわたる抵抗態勢を整えたうえで、日本政府への働きかけを再開することになる。これを受けて日本外務省も、一時中断していた対米折衝を再開し、一〇月中旬には重光外務大臣がアリソン大使と会談をもち、一括払い政策の変更等を求めるのであった。

しかしこうした沖縄側と日本政府の動きに対してアメリカ政府は、態度を変えることなく、結局のところ翌一九五七年一月、プライス勧告に沿った新軍用地政策を発表するのであった。

二　レムニッツァー声明と沖縄内部の見解対立

東京のライマン・L・レムニッツァー（Lyman L. Lemnitzer）民政長官（兼極東軍司令官）が沖縄現地を訪問し、このアメリカの新しい軍用地政策を発表したのは一月四日のことである。「レムニッツァー声明」といわれたこの新軍用地政策のポイントは、まず第一に、アメリカは「一坪でも」琉球の土地に対して「絶対所有権（fee title）」を持たないこと、第二に、「無期限に使用」する土地については「絶対所有権」ではなく「地役権（easement）」を取

Hosei University Repository

得すること、第三に、アメリカは土地使用の代償として「多額の現金」を地主に一括で支払う用意があること、第四に、地主はその受け取った「多額の現金」を「政府資金に預金」し、政府がそれを運用することによって「利息または年収を上げる」ことができること、そして第五に、「軍事上の目的のために若干の土地を新規に借用」すること、以上の五つである。[17] つまり同声明でアメリカは、プライス勧告で謳われた「絶対所有権」を取得する意思がないことを明らかにする一方、あくまで地代の一括払いと軍用地の新規接収を実行していくという考えを示したわけである。

このレムニッツァー声明を受けて沖縄現地の米民政府は、二月二三日、布令一六四号「米国合衆国土地収用計画」を公布し、同声明の法制度化を図る。同布令は、アメリカが必要とする期間「完全排他的」に使用する軍用地に関しては、「限定付土地保有権（determinable estate）」を取得し、地価に等しい補償額を一括で支払うことを規定している。この「限定付土地保有権」とは、「合衆国がもはやそれを必要としないことを決定し、該権利の放棄を関係土地所有権者に通告するまで存続する」権利であり、しかも「その期間中関係土地の上空、地下、地上の完全排他的な使用、占有および収益をなす」権利として定義されている。また同布令では、この「限定付土地保有権」を琉球政府や関係市町村を介さずに、直接米軍地区工兵隊が関係地主と協議をもって取得するものと規定され、もし関係地主がそれに応じなかった場合には、地区工兵隊が当該土地を強制収用できると規定されていた。[18]

こうしたアメリカの新軍用地政策の発表を受けて沖縄の政治指導者たちは、アメリカ側の示した二つの方針、すなわち一括払いによる「限定付土地保有権」の取得と軍用地の新規接収に対し、それぞれ異なる態度を示すことになる。まず最初に比嘉主席の死去に伴い新しく行政主席に任命された当間重剛の態度からみていくことにする。

前那覇市長の当間重剛が第二代行政主席に任命されたのは、レムニッツァー声明の出されるおよそ二ヵ月前、すな

Hosei University Repository

わち一九五六年一一月一日のことである。同年一〇月二五日狭心症のため急死した比嘉に代わって、当間が急遽行政主席の座に就いたのである。前那覇市長の当間は、五六年に四者協議会がプライス勧告反対運動を展開していたなか、唯一人、条件付きながらも一括払いを容認した人物であり、しかも富原守保琉球銀行総裁ら財界有力者とともにオフ・リミッツの長期続行などを密かに米軍側に進言した人物でもある。[19] つまり当時最も米軍寄りの態度をとっていた人物が、レムニッツァー民政長官によって第二代行政主席に任命されたわけである。

米軍の任命主席であると同時に琉球民主党の党首でもあった初代行政主席の比嘉秀平が、その立場上、沖縄の統治者である現地米軍との関係だけでなく、みずからが党首を務める琉球民主党との関係にも留意しながら、主席と党首の職務をこなさなければならなかったのに対して、どの政党にも属さず財界を中心に独自の勢力を築いていた当間は、比嘉のように政党の拘束を受けることなく、任命主席の職務を果たすことができた。しかも当間は、主席就任後初の施政演説のなかで、琉球政府は米民政府の「代行機関」にすぎないことを、はっきりと表明した人物でもあった。[20]

こうしたスタンスに立つ当間は、主席就任当初、軍用地問題に対するみずからの態度表明を控えていたが、翌五七年一月にアメリカが新軍用地政策を発表するや、みずからの見解を明らかにする。このアメリカの新政策に対して当間は、「一括払いは米国の最終方針であり、受取らない人には、政府が責任をもって分割払いすることになろう。従ってその資金の運用をどうするかを研究しなければならない」とのべて、アメリカの一括払い政策を支持している。[21] つまりここで当間は、アメリカの一括払い政策を受け入れたうえで、もし地主が一括払い金を受け入れない場合には、その一括払い金を琉球政府が資金運用し、そこから得られる収益の一部を地主に対し賃貸料の代わりとして分割で支払っていく、という見解を明らかにしたのである。

Hosei University Repository

こうした当間の見解を側面からバックアップしたのは、もちろん、富原守保ら財界有力者であった。富原によれば、「経済界の多数意見は『米国が土地の所有権を獲得しないという前提なら一括払いを認めて、その資金を（沖縄の）経済復興にあてるべきだ』ということで一致していた」（括弧は筆者）[22]。実際、彼ら財界有力者たちは、二月五日に行われた土地総連幹部との懇談の場で、一括払い政策を支持する態度を明らかにしたり、あるいは二月一一日の内輪の会合では、一括払い金の資金運用について協議をしていた[23]。

だいぶ後のことではあるが、この富原らと連携していた当間主席は、翌五八年四月、オルコット・H・デミング（Olcott H. Deming）総領事（スティーブス総領事の後任）に対して、「一括払い方式は琉球経済にとって非常に有益である」とのべたうえで、一括払い金の資金運用について説明している。当間の資金運用計画とは、まず一括払い金の五〇億円を沖縄経済のために直接利用できるとしたうえで、そのうちの二〇億円を各地域における様々な経済開発計画に活用し、残りの三〇億円を年六パーセントの利息で軍用地主に預金させ、それを八パーセントから一〇パーセントの利息で琉球銀行から日本本土に再投資して利益を上げ、元金を新規の経済開発計画に活用する、というものであった[24]。一九五七年度の琉球政府の歳入総額が約二八億七〇〇万円であったことを考えれば、当間が運用しようとしたこの五〇億円という金額は、かなり膨大なものであったことが分かる。

一方、新規の土地接収に対する当間の態度は、米軍への土地提供に地主が反対でなければ、「或程度」それを「容認」する、というものであった。したがって、「地主が賛成している辺野古」の事例に関しては、あえて米軍の新規接収を「阻止しようとは考えていない」、というのが当間のスタンスであった[25]。

当間が言及したこの辺野古の事例とは、一九五六年一二月末に沖縄本島北部にある久志村辺野古の関係地主全員が、

Hosei University Repository

同地域内の約七六万八七〇〇坪（約六二八ェーカー）の土地を米軍に新たに提供することを容認した出来事を指す。関係地主の委任状を受けて米軍側と賃貸借契約を締結した久志村長によれば、そもそもモーア民政副長官から土地の新規接収予告を受けたのは、前年（一九五五年）七月のことであった。その時久志村長と関係地主はこれに強く反対したが、その後関係地主が徐々にそれを容認する方向へと動いていったため、同村長も結局のところ地主の意思を尊重して、米軍への土地提供に同意した、というのである。(26)

辺野古の関係地主が米軍への土地提供に最終的に応じた理由について、久志村長は次の二つの理由を挙げている。一つは、「伊江島や伊佐浜のように」土地を米軍に強制収用された場合、みずからの土地に対する「権利が失われることになりはせぬか」という不安と恐怖、いま一つは、「基地を持つことで村民の経済生活がよくなる」のではないかという期待と希望、この二つである。(27)

また久志村長自身も、「地主の意思どおり賃借契約に署名する決意をした」その理由として、次の五点を挙げている。まず第一は、「地主の意思」を「村長の権限でまげることができない」こと、第二は、「伊江島や伊佐浜のように強制収用にあって住民の権利が失われるおそれ」があったこと、第三は、「米軍基地を持つことで経済面の発展を期し得る」こと、第四は、「今まで収入皆無だった村有山林十五万坪の賃貸料で村財政をうるおす」ことができること、そして第五は、米軍が将来取得しようとしている「単純封土権（fee simple）」という権利が所有権を意味するものではないこと、以上である。(28)

伊江島と伊佐浜の事例とは、一九五五年三月と七月にそれぞれ伊江島真謝区と宜野湾村伊佐浜においてなされた、米軍による強制接収を指す。両事例とも、武装した米兵が出動し、ブルドーザーによって住民の土地を強制接収した

Hosei University Repository

事例であった。[29] 久志村長と関係地主が米軍への土地提供に応じたその脳裏には、この伊江島と伊佐浜での強制接収の記憶が一つの恐怖としてちらついていたのである。

しかし、その一方で彼らの脳裏には、もう一つ、米軍に土地を提供することで村全体が経済的な利得を得るのでは、といういわば実利的な期待もあったことは、見逃すことのできない事実である。関係地主が米軍との契約にあたって次のような条件を持ち出したことは、先の久志村長の言と合わせて、彼らの実利的な姿勢をよく表している。すなわち、電気水道施設を敷くこと、損害に対して適正に補償すること、黙認耕作地を認めること、基地建設の際には辺野古地区から労務者を採用すること、そして農耕地の接収はなるべく避けること、以上の五点である。米軍はこの五項目にわたる全ての条件を受け入れたうえで、一二月二八日、関係地主から委任状を受けた久志村長との間で契約を結び、辺野古地区一帯の広大な土地を取得するのであった。[30]

このように米軍による強制接収ではなく関係地主と村長が米軍への土地提供に同意した辺野古の事例を念頭に置いて、当間主席は新規接収を条件付きで容認する姿勢を示したのである。しかも当間は、この新規接収を単に容認したばかりか、一月中旬辺野古地区を現地視察した際、次のようにのべて久志村長と辺野古住民を称賛さえしている。当間はいう。「久志辺野古の地主が（アメリカと）協力的立場をとり、自分たちの幸福と将来的繁栄の方式をとったことは、当然のことだと思う。（中略）久志村長が、こんどの問題に対処した態度に敬意を表するものである」（括弧は筆者）。[31]「基地の存在を肯定」する以上はアメリカとの「協力が必要であり」、しかも住民の「幸福と繁栄」のためには如何にすれば「アメリカの力を利用できるか」を考えていた当間にとって、この久志村長と辺野古住民のとった行動は、十分「敬意を表す」に値するものだったのである。[32]

Hosei University Repository

新しい軍用地政策に対して当間主席と沖縄経済界がこのような態度をとったのに対し、住民の代表機関である立法院では、同政策に関する基本的態度をめぐって民主党と他の政党、無所属が対立し、院としての統一した態度を打ち出すことはできなかった。民主党の基本的なスタンスは、軍用地四原則は「どこまでも原則」であって、「これにとらわれて地主または全住民の福祉を阻むが如きことがあってはならない」というものであった。したがって同党の一括払い政策に関する見解は、「原則的」には一括払いを「阻止すべき」であるが、もし関係地主がそれを望む場合にはその意思を尊重する、というものであった。また軍用地の新規接収問題に関しても同党は、「領土権及び公共の福祉に反しないかぎり」地主の「自由意志を尊重する」、というスタンスをとった。[33] この民主党の見解をみる限り、それが当間の見解とそれほど大きく異なるものではないことは、明らかである。しかしのちに同党は、吉元と桑江が主導する超党派の住民組織である土地総連の見解が発表されるや、それを支持する方向に態度を変えていくことになる。

一方、これに対して社大、人民、無所属の各党派は、「四原則は住民の世論を背景にした最低の要求である」として、あくまで四原則を貫徹すべきであると主張する。民主党の上記見解に対して社大党や無所属議員の間からは、「地主が納得すれば何でもかんでもいいというのは、無為無策ではないか」、「単に地主の意思を尊重するというだけであとは手を拱いて何もしないという態度では一体、どこに政治があるのだ。大きな利益のためには個人の意思は或る程度、抑えられるべきではないのか」といった反論まで提起されることになる。[34]

このように立法院では軍用地四原則の取り扱いをめぐって民主党と他の政党、無所属が対立したために、何ら有効な対応策も打ち出すことはできなかった。こうした立法院の足並不一致を外から憂慮したのが、土地連会長でしかも土地総連事務局長でもあった桑江朝幸である。桑江はこの行き詰った事態を何とか打開するために、「軍用地問題解

Hosei University Repository

決のための具体案」なる文書を作成し、一月二五日、これを土地総連の合同委員会の場で提示している。[35] この桑江の作成した「具体案」は、一種の妥協案として作成されたものであったが、その基本的な考え方は、「観念に捉われず、沖縄の置かれている現状に、最も深く注目し、現実否定にならないよう配慮」しながら、「断乎として貫徹すべき事項」を明らかにし、「譲り得る線」を「ぎりぎりまで勘案」する、というものであった。

まず桑江が「断乎として貫徹すべき事項」としたものは、一括払い政策を阻止することであった。同「具体案」は、この一括払い政策に代わるものとして、①更新可能な五ヵ年賃貸借契約、②賃貸料の毎年払い、そして③賃貸料の五年ごとの更新、の三つを提案している。[36]

次に「譲り得る線のぎりぎりまで勘案」したものとしては、条件付で軍用地の新規接収を認めるということであった。同「具体案」で桑江は、「住民に及ぼす影響が少なく且つ生産手段や生活に悪影響を及ぼさないと判断される地域に対しては、地域住民の意思を尊重しつつ軍と協力し、新規接収を認める」、としたのである。そしてその具体的なケースとして桑江は、「関係住民の生活」に「不安を与へない不毛の原野」を挙げ、久志村辺野古の事例もこれにあたるとした。現状を打開するために桑江によって起草されたこの「具体案」は、要するに、軍用地の新規接収問題ではアメリカ側に一定の譲歩を示す一方、一括払い政策の実施だけは是が非でも中止にもっていこうと意図するものであった。

同「具体案」について各界の意見を聴取するために土地総連会長の吉元栄真と桑江は、早速二月四日と五日の両日にわたって、新聞関係者や教育関係者、そして富原ら財界有力者と懇談会をもち、活発な意見交換を行っている。新聞関係者や教育関係者が概ねこの「具体案」を支持したのに対し、富原ら財界有力者はこれに真っ向から反対した。

Hosei University Repository

五日の懇談会で富原ら財界有力者は、「沖縄の農民をいつまでも零細農にしばる必要はない。安定した仕事が得られれば一括払いを受けて資金をつくり、転業の道を図ることが将来の幸福にもなる。また産業の基盤を確立するためにも民族資金が重要になってくる」とのべて、一括払い阻止を掲げるこの「具体案」に強く反発するのであった。

これに対して桑江は、「一括払いを受取って永久的に使用料打切りになるより、更新する機会が与えられ、地料を貰った方が地主には有利である」と反論し、両者の意見は平行線を辿ることになる。[37] また、行政主席の当間もこの懇談会に出席し、土地総連の見解やそれに対する各界の反応を聴取していたが、その当間も翌二月六日、「桑江君がいっているような理由では薄弱であり、（一括払い政策に）反対する理由とはならない」（括弧は筆者）とのべて、土地総連の方針を批判するのであった。[38] このように桑江の起草した「具体案」は、新聞関係者や教育関係者から基本的な支持は得られたものの、一括払い問題の取り扱いについては当間主席や財界有力者から強い批判を受けるのであった。

また、もう一方の新規接収問題の取り扱いに関しても、同「具体案」は、社大、人民両党から強い批判を浴びることになる。社大・人民両党がこれに強く反対したのは、もちろん、同案が条件付で新規接収を認めるとしていたからである。社大党の主な反対理由は、軍用地の新規接収反対を謳った一九五四年四月の立法院決議（軍用地四原則を初めて打ち出した決議。第四章で言及）には、「条件によっては認めるという文句はどこにもない」というものであった。また人民党の主な反対理由は、「いかなる名目であれ一旦新規接収を認めたならば、その後この土地が何に使用されるか」分からないし、「その後の新規接収を容易にさせる」というものであった。[39] 桑江の回想によれば、この新規接収問題をめぐって土地総連内部では、「コップを投げつけるほどの大論争」が展開されたのである。[40]

このように土地総連の吉元会長と桑江事務局長は事態を打開するために、この「具体案」を各界に提起して沖縄内

Hosei University Repository

部の意見を一つにまとめていこうとしたのであるが、しかし彼らの行動は各界の意見を集約させることができなかったばかりか、むしろ各界の意見の相違をより鮮明に浮かび上がらせる結果となってしまった。こうした状況のなか、日本本土から高岡大輔衆議院議員を団長とする総勢一二名の日本側視察団が、レムニッツァー民政長官の招待で沖縄を訪問することになる。

三月一一日に来島した日本側視察団は、三日間にわたって各米軍施設や住民地区を視察するとともに、モーア民政副長官ら米軍首脳部や当間行政主席、そして与儀達敏ら立法院議員と会談をもち、沖縄現地の実情把握に努めることになる。この視察団には国会から団長の高岡大輔をはじめ床次徳二、鶴見祐輔（以上、自民党）、佐竹晴記、そして吉田法晴（以上、社会党）の五名が参加し、また政府からは外務省の中川融アジア局長と総理府南方連絡事務局の石井通則局長の二名が、そして財界からは元通産大臣の岡野清豪ら五名がこれに参加した。団長の高岡と床次は、前年発足した自民党沖縄問題特別委員会（自民党沖特委）のメンバーであるが、のちにこの自民党沖特委が、訪米する岸首相に対して沖縄の軍用地問題に関する申し入れを行い、それが日米首脳会談で岸からダレスに提起されるのであった（後述）。

吉元ら沖縄の政治指導者たちにとってこの日本側視察団の沖縄訪問は、沖縄の実情を彼らに直接みてもらう絶好の機会であり、しかも沖縄側の要望を直接彼らに伝えるまたとない機会でもあった。しかし沖縄側は、これに合わせてみずからの統一した見解を打ち出すことができなかったばかりか、逆に内部における見解の違いを露呈する結果となってしまった。吉元と桑江は、同視察団訪問を前に何とか前出「具体案」の線で沖縄内部を統一することを考えていたが、結局のところそれがうまく果たせないまま、同視察団の沖縄訪問を待つ形となってしまったのである。

Hosei University Repository

この日本側視察団のメンバーが吉元ら沖縄の政治指導者たちに対し何らかの助言をしたのかどうかは不明であるが、同視察団の帰任後吉元と桑江は、前出「具体案」を土地総連の正式な案とすべく積極的に動き始めることになる。視察団の帰任からおよそ二週間後の三月二九日、吉元はこの「具体案」を総会にかけ、ついに可決へと持っていくのであった。無記名投票を前に社大党と人民党がそれぞれ同案への反対を表明し、また沖縄教職員会も継続審議を主張したのであるが、結局のところ同案は、民主党、市町村長会、市町村議会議長会、そして土地連などの支持のもと、四五対一〇（賛成票四五、反対票一〇、白票一〇、不明票一）の結果をもって可決されるのであった。(41)

かくして超党派の住民組織であるこの土地総連で採択された「具体案」は、軍用地主および沖縄住民の多数意見として、その後立法院に提出されることになる。同「具体案」を提出するにあたって事務局長の桑江は、次のようにのべている。「立法院が我々の解決具体案を基礎にして早急に意思表示をすることを願っている。岸首相訪米での対米折衝も、結局国会からの調査報告書（高岡ら沖縄視察団の視察報告書）に基くので、その調査報告書に（沖縄側の意思を）盛り込めるように、早急な立法院決議を望んでいる」（括弧は筆者）。(42) 沖縄では来る六月に岸首相が訪米し、アイゼンハワー大統領との間で日米首脳会談を行なう予定であることが伝えられていたが、この日米首脳会談に臨む日本政府の対米折衝案のなかに、何とかして沖縄側の統一した要望を盛り込ませたいというのが、桑江や吉元の考えであった。

土地総連からこの「具体案」を受け取った立法院では、直ちに軍使用地特別委員会（以下、土地特別委と略記する）を設置し、同案審議のための態勢を整えることになる。しかしこうしたなか、五月に入ると、いよいよ米軍は一括払い政策を実行に移していくことになる。五月四日、現地米軍当局は布令一六四号に基づく告知書第一号を那覇市

Hosei University Repository

に送付し、対象となる那覇軍港地域約二五万六二〇〇坪（約二〇九エーカー）に対して、限定付土地保有権を設定する旨明らかにしたのである。(43)

こうした米軍側の動きに対して関係地主は、一斉に一括払い政策への反対を表明するが、ここで興味深いのは、同じく一括払い政策に反対した市町村長会（会長吉元栄真）の動きである。五月一五日の総会で市町村長会は、関係地主や住民の反対、そして沖縄経済に与える影響面からこれに反対の意思表示をするとともに、みずからの市町村財政に与える影響面からも、これに反対するのであった。(44)

布令一六四号第二条A項は、アメリカが限定付土地保有権を取得して一括払い金を土地所有者（軍用地主）に支払った場合、その土地所有者には「納税の義務」がないことを規定している。つまり同布令に基づき一括払い政策が実施された場合、各市町村当局はこれまで軍用地主から徴収していた固定資産税に含まれる土地税を徴収することができなくなるのである。

例えば、村の八八パーセントが軍用地となっている沖縄本島中部の北谷村では、五七年度の歳入予算三八五万円のうち、約五六万円は軍用地関係の固定資産税となっていた。これに村有地の軍用地使用料四八万円などを加えると、実に村の歳入予算の約二八パーセントが、軍用地関連の収入となっていたのである。また村の総面積の八〇パーセント以上を軍用地が占める沖縄本島中部の嘉手納村や読谷村にしても、その実情は北谷村とほぼ同じようなものであった。(45) 沖縄の五四市町村のうち以上の三村を含めて三六市町村に軍用地があったことを考えれば、いかに布令一六四号に基づく一括払い政策の実施が、基地のある市町村財政に大きな悪影響を及ぼすものであったのかがよく分かる。こうした市町村財政に与える悪影響を憂慮して、吉元栄真率いる市町村長会は、一括払い政策の実施に反対したのであ

Hosei University Repository

る。

このように関係地主や市町村長会が一括払い政策に反対するなか、立法院では土地総連から提起された前出「具体案」をめぐって民主党と社大、人民、無所属が対立し、なかなか院としての態度を決めることはできなかった。民主党の見解は、この「具体案」を早急に立法院で決議し、この「具体案」に基づいて日本政府に対米折衝を要求すべき、というものであったが、これに対して社大、人民、無所属の見解は、新規接収問題をまずは棚上げにしたうえで、立法院の最大公約数である「一括払い反対」だけを日本政府に伝えるべき、というものであった。(46) 結局のところ民主党が他の政党、無所属に譲歩して、院としてはひとまず新規接収問題を棚上げとしたうえで、「一括払い反対」のみを日本政府に訴えることを決定する。そして岸訪米もいよいよ間近に迫った六月四日、立法院代表四名（民主党から新里嘉栄、星克、社大党から平良幸市、そして無所属の新里善副）は日本本土へと渡り、岸首相に対して「一括払いの問題を中心」に「沖縄の諸問題」を訴えるのであった。(47)

三　岸訪米と軍用地問題

短命の石橋政権（一九五六年一二月～一九五七年二月）を引き継いで首相となった岸信介が、ワシントンでアイゼンハワー大統領やダレス国務長官と会談をもったのは、六月一九日から二一日にかけてのことである。この日米首脳会談で岸が安保改定問題とともに沖縄の領土問題を取り上げたことについては、原彬久や河野康子の研究によって明らかにされている。(48) しかしこの会談で岸は、実は沖縄住民が最も強く解決を望んでいた沖縄の軍用地問題についても、それを議題として持ち出していたのである。もちろん、沖縄問題に関して岸が、軍用地問題よりも領土問題を優先的

Hosei University Repository

に考えていたことは確かである。しかし前述したように、立法院をはじめ沖縄住民の多くが日本復帰問題よりも、いまある重要な問題として軍用地問題の解決を岸に期待していたことを考えれば、岸がこの首脳会談で軍用地問題を取り上げたことは重要である。

外務省は日米首脳会談に備えて早くも同年三月には、「日米協力関係を強化発展せしめるためにとるべき政策」と題する政策文書を作成していた。(49) この政策文書に添付された参考資料のなかに「日米共同声明の骨子」なる文書があるが、そのなかで外務省は沖縄問題について次のように記している。(50)

日本政府は、沖縄が極東における安全の維持のため、不可決の軍事的重要性を有することを認めるとともに、米国政府はかかる軍事的要件を満足に充足するためには、一般民政について住民の満足と支持をうることが不可欠であることを認識し、沖縄に対する施政権を可及的すみやかに日本に返還することについて、原則的に同意した。

米国政府は、沖縄の施政権を究極的に日本に返還することを目標として、段階的に沖縄の統治に対し、日本政府を参画せしめる用意があるので、その具体的計画について、両国政府がすみやかに協議を開始することについて意見の一致をみた。

これをみても分かるように、外務省は極東の安全のために沖縄が果たしている軍事的重要性に理解を示したうえで、「可及的すみやかに」沖縄の施政権返還をアメリカに求めていく考えをもっていたのである。そして沖縄の施政権返還を即座に求めるというのではなく、日本政府も沖縄の統治に「段階的に」かかわっていきながら、その延長線上に

Hosei University Repository

施政権の返還というものを考えていたのである。

また外務省は、同政策文書に添付された別の文書、すなわち「沖縄施政権返還のための措置」なる文書において、この施政権返還に向けた「段階的」措置についてまとめている。[51] まず第一段階の措置として同文書は、「軍用土地の接収並びに補償などの行政事務及び教育行政について、米国政府は日本政府の意見を求めるものとし、これがために日本政府は所要の政府職員を現地に派遣駐在せしめる」、という考えを示し、続く第二段階の措置としては、「前記措置を他の行政事務に対しても拡大適用する」、という考えを示した。そして第三段階の措置として同文書は、「日本政府は、沖縄における米国の軍事上の要件を満足に充足せしめるとの条件の下に、米国政府は施政権を全面的に日本に返還する。右目的を達成するため日本政府は、軍事上必要なる土地、建物などの接収について特別の立法措置をとるものとする」、という考えを示したのである。

日本政府が最初に関与する領域の一つに教育行政とともに軍用地の取得・補償業務を挙げていることは、軍用地問題に対する外務省の関心の高さを示しているといえる。しかし、先の「日米共同声明の骨子」なる文書を含めて同省が、まだこれ以上踏み込んで同問題を取り上げていないことは留意しておく必要がある。当時沖縄で最大の政治問題となっていた一括払い問題については、まだこの段階では来る日米首脳会談で具体的に取り上げるべき問題だとは認識していなかったといえる。外務省にとってやはり最大の関心事は、沖縄の施政権返還問題であり、またそこに至るまでの沖縄統治への関与拡大だったのである。

こうした外務省の認識を反映して、四月に始まった岸・マッカーサー予備会談では、岸から沖縄の施政権返還問題のみがマッカーサーに提起された。数回にわたって行われたこの予備会談では、岸が沖縄の領土問題に関する日本国

Hosei University Repository

民の反米感情を詳しく説明するとともに、「一〇年後の沖縄返還」をマッカーサーに提案している。(52)

しかしこうした態度の岸および外務省が、六月に開かれた日米首脳会談で沖縄の施政権返還問題とともに沖縄の軍用地問題を具体的に取り上げたのは一体なぜか。おそらくその背景には、訪米間際に行われた立法院代表との前出会談や、自民党沖特委からなされた沖縄の軍用地問題に関する申し入れなどがあったといえる。自民党沖特委から政府になされた申し入れとは、一括払い政策を定めた布令一六四号をひとまず保留としたうえで、日米両国の議員で構成される合同調査団を沖縄現地に派遣し、そこで軍用地問題を再調査する、というものであった。(53) 立法院代表との会談を通じて沖縄住民が軍用地問題の解決を切に望んでいることを確認した岸は、この自民党沖特委からなされた申し入れを受けて、日米首脳会談でこの問題を提起したといえる。

さて、六月一九日に行われた岸・アイゼンハワー会談であるが、岸はまずここで、沖縄の施政権返還問題についてこう切りだしている。(54)「日本人は沖縄がアメリカにとって有力な基地であることを知っている。日本人はそれが極東の安全のためにあることを知っているので、沖縄に基地があることには反対していない。しかし日本人にはそこに基地があるという理由だけでアメリカがなぜ沖縄の政治的、行政的権限まで保持する必要があるのか理解できない」。このようにアメリカの沖縄統治に日本国民が疑問をもっていることを伝えた岸は、さらに次のようにのべて、沖縄の問題が日本国民全体の問題であることを訴えている。「沖縄の八〇万の住民は日本人であり、他の日本人と異なるところはない。沖縄の問題は単に沖縄住民八〇万人の問題ではなく日本人九〇〇万人の問題である」。このように岸は沖縄の米軍基地が「極東の安全のため」にあることにまず理解を示したうえで、日本国民全体の問題として沖縄の施政権返還問題を持ち出したのである。

Hosei University Repository

この施政権返還問題に続けて岸は、沖縄の軍用地問題について次のように訴えている。「土地問題は重要である。沖縄は狭く、耕作地は不足している。たとえ補償をしたとしても、軍がみずから利用するために土地を取得すれば、住民は他の土地を手に入れることはできない。なぜなら、土地がないからである。したがって沖縄の住民は、日本の他の地域の住民よりもみずからの土地に対して強い愛着をもっている」。

このようにアイゼンハワー大統領に対して沖縄の軍用地問題を持ち出した岸は、翌二〇日に行われたダレス国務長官との会談でさらに具体的に、この問題の対応策について提起している。[55] 午前一一時に行われたこの会談で岸は、先の自民党沖特委の申し入れ通りに、日米両国の議員で構成される合同委員会を立ち上げて、同委員会によって一括払い問題を調査・解決することを提案したのである。しかもこれに加えて岸は、この合同委員会によって調査がなされるまでの間、アメリカは土地の新規接収を延期すべきである、という要請まで行なうのであった。

この岸の提案に対してダレスは、「我々は軍部に対して土地要求を絶対最小限度なものにまで削減するよう要求している」とのべつつも、日米両国議員の沖縄調査案については次のように難色を示すのであった。ダレスはいう。「我々のシステムは議会制とは異なり合衆国憲法に基づき大統領が外交を行うことになっている。また大統領は軍の最高司令官でもある。（したがって）これらの責任を議会の委員会に委ねるわけにはいかない」（括弧は筆者）。

このように日本側提案をダレスに拒否された岸は、話題を移民の問題に移し、こう問いかけている。「沖縄ではみずからの土地を接収された農民のための代替地はない。アメリカはこの被害にあった人々の他国への移住を援助できるのか」。「沖縄住民の再定住先として信託統治領、すなわちサイパンやテニアンなどはどうか」。これに対してダレスは、「この問題は検討してみる」と答えるのであった。

Hosei University Repository

以上のように、この日米首脳会談で岸は、沖縄の領土問題とともに沖縄の軍用地問題も積極的に取り上げて、上記の合同委員会による沖縄調査案まで具体的に提案したのであるが、アメリカ側は合衆国憲法を持ち出したうえで、この岸の提案を拒否することになる。

では、こうした日米首脳会談の結果を沖縄の政治指導者たちは、一体どのように受け止めたのであろうか。まず民主党は、同首脳会談で沖縄問題が議題に上がったことは「解決への糸口ではある」とのべて、今後も継続して日米両政府に訴えていく姿勢を示す。一方社大党は、岸の「至誠」がアメリカに通じなかったことを「遺恨」とし、「ここに至ってはお互いの政治責任を明らかにする立場から、総辞職の決意を実践に移す必要がある」と主張するのであった。[56] プライス勧告発表後に固めた総辞職の決意を今こそ実行に移すべきだと詰め寄る社大党に対し、民主党は七月五日、党としては総辞職を行わない旨を決定する。[57] この民主党の態度決定を受けて社大党は、逆にみずからの態度決定を迫られることになる。同党では社大党議員全員が総辞職すべきだという意見や、今後の議会運営を考えて委員長のみが辞職すべきだという意見、あるいは委員長を残して他の社大党議員が総辞職すべきだという意見、はては民主党も総辞職をしないのだから我々も総辞職せずに問題解決にあたっていくべきではないかという意見など、実に様々な意見が出されることになる。しかし結局のところ同党は、七月一〇日、安里委員長のみが全責任を負って議員を辞職するということで、この問題に終止符を打つのであった。[58]

この安里の単独辞任によって社大党の提起した総辞職問題は一応終息していくのであったが、しかしその後も立法院では、軍用地問題に対する今度の対応をめぐって民主党と他の政党、無所属とが激しく対立し、院としての統一した態度を打ち出すことはできなかった。土地総連から持ち込まれた前出「具体案」を検討すべきだとした民主党に対

Hosei University Repository

して、社大、人民、無所属はあくまで軍用地四原則を訴え続けたほうがよいと主張し、立法院では再び岸訪米前の議論が蒸し返されるのであった。

四　一括払い問題への限定化

このように立法院で各党派が激しく対立するなか、現地米軍当局は一括払い政策と新規接収計画を着実に実行へと移していくことになる。六月二七日から二九日にかけて現地米軍は、布令一六四号に基づきコザ、美里、北谷、浦添、そして宮古の既存軍用地約三八一万六七〇〇坪（約三一一四ェーカー）に対し、限定付土地保有権を設定することを明らかにする。また軍用地の新規接収に関しても現地米軍は、六月一八日、ナイキ・ミサイル基地を新設するために、沖縄本島南部の知念、佐敷、具志頭、そして沖縄本島中部の読谷、勝連など広範囲にわたる地域で新たな土地接収を行なう旨明らかにし、さらに七月一九日には、沖縄本島北部の久志村辺野古と名護町にまたがる約一七一万三七〇〇坪（一四〇〇ェーカー）の土地も新たに接収することを明らかにする。(59)

この後者の辺野古と名護における新規接収予定地は、沖縄に移駐してくる海兵隊の演習場として想定されたものであったために、その大部分が山林地帯となっており、しかもその所有形態は私有地ではなく国有地・県有地となっていた。そのためか、この辺野古と名護における新規接収に関しては、町・村当局や関係住民、あるいは土地総連や立法院などから反対の声が上がるということはなかった。

前年まではたとえ山林地帯であったにしても、そこで薪などをとって生活する周辺住民に悪影響を及ぼすという理由から、沖縄住民がこぞって同地域の新規接収に反対していたことを考えれば、この沖縄側の変化は興味深い。山林

Hosei University Repository

地帯を住民生活に悪影響を及ぼさない「不毛の地」として捉え直したのか、あるいは米軍の新規接収は避けられないものと認識したのかは分からないが、いずれにしても住民側が、この北部地域の新規接収に反対の意思表示をしたという形跡はみられない。海兵隊の演習場となるこの北部地域の広大な山林地帯は、住民から特に大きな反対も受けることなく、静かに米軍によって接収されていくのであった。

一方、前者のナイキ基地建設のための新規接収に関しては、それが後者のそれと比べて、新規接収規模が小さく（約三五万七〇〇〇坪）、しかもその多くが山林原野の接収であったにもかかわらず、接収予定地のなかに三万九一七〇坪余（約三二ヘーカー）の耕作地が含まれていたことや、文化史跡なども含まれていたこともあって、関係する村当局や地主がその接収取り止めを求めたり、あるいは接収予定地の変更や土地・建物等の補償を求めたりするのであった。[60] また軍用地主の連合組織である桑江率いる土地連も、関係住民の意向を聞き取ったうえで、立法院や行政府に対し適正補償を求めることになる。そしてこれを受けた行政府も、現地調査を同じく実施したうえで、米軍側に対し耕作地を接収予定地から外すことや、適正補償を要求するのであった。

しかし、一方の住民側代表機関である立法院は、前述したように軍用地四原則の取り扱いをめぐって対立していたために、何ら具体的な対応もとることはできなかった。また超党派の住民組織である土地総連も、再び新規接収問題で政党間の対立が持ち込まれるのを避けたかったためか、何ら具体的な行動もとってはいない。

このように「新規接収絶対反対」の声が鳴りを潜めるなか、現地米軍は耕作地の接収をなるべく避けたり文化史跡を接収予定地から外したりして、住民側の要求にある一定の配慮を示しながら、必要な軍用地を慎重に接収していくことになる。そして九月下旬までに米軍は、ナイキ基地建設のために必要な土地を全て接収するのであった。

Hosei University Repository

こうした情勢のなか、新規接収に対して何の対応策もとれなかった立法院が、ようやく軍用地問題に関する院の態度を決めることになる。九月二六日、社大、人民、無所属が反対するなか、ついに民主党は土地総連提出の前出「具体案」をベースとした「軍使用土地問題解決具体案」（以下、解決具体案と略記する）を本会議に提出し、これを一七対一〇の賛成多数をもって可決するのであった（賛成票は民主党の一七、反対票は社大、人民、無所属の一〇）。この「解決具体案」の可決によって立法院では、これまでの軍用地四原則をめぐる論争に終止符が打たれ、次のような基本方針が確定されることになる。すなわち、①条件付での新規接収容認（不毛地に限って容認）、②更新可能な五ヵ年賃貸借契約の採用、③賃貸料の毎年払い、そして④賃貸料の五年ごとの更新、などである。(61)

「不毛地」に限って米軍の新規接収を認めるとしたこの民主党提案の「解決具体案」に対し、社大、人民、無所属は激しく反発したが、同案が採択されたあとは、この案を正面から批判するという行動はとらなくなっていった。かくして、一括払い問題と並ぶ大きな問題であった軍用地の新規接収問題は、ここで事実上、政治問題としては終息していくのであった。

こうした沖縄内部の空気を反映してか、一〇月に入ると、沖縄本島北部の金武村が海兵隊基地の誘致を求めて積極的な陳情活動を展開することになる。米軍当局の一〇月一八日付の発表によると、金武村の村議会議員、区長、そして地主代表らは米軍当局に対し、①同村に海兵隊の恒久基地を建設すること、②限定的土地保有権を米側が要求すれば、すすんでそれを受け入れて一括払い金を受領すること、③もし必要があれば、海兵隊による新規の土地接収にも同意すること、などを謳った陳情書を提出している。(62) このように新規接収問題への沖縄側の空気が変わり始めてくるなか、ついに海兵隊は一〇月二一日、第三海兵師団の主力部隊を日本本土から沖縄へと移駐させるのであった。

Hosei University Repository

こうした状況のなか、翌五八年に入ると、米軍は一括払い政策についてもその実施を積極的に進めていくことになる。一月一五日から二四日にかけて現地米軍当局は、北谷、久志、国頭、嘉手納の既存軍用地約三七九万六八〇〇坪（約三〇九八エーカー）に対して、限定付土地保有権を設定する動きに出たのである。(63)

米軍側のこうした一括払い実施の動きは、沖縄の金融機関による水面下での行動を誘発することになる。沖縄の金融機関はこぞって一括払い金を狙って軍用地主の自宅を回り、積極的な預金勧誘を開始したのである。この金融機関の裏面での動き知った土地総連の吉元会長と桑江事務局長は、二月五日、各金融機関の責任者を招き、預金勧誘を直ちに中止するよう要請する。(64) この吉元と桑江の積極的な働きかけが奏功し、二月一一日、金融協会は預金勧誘の中止を決定するのであった。(65)

このように金融機関の行動を何とか食い止めた土地総連の吉元と桑江は、さらに二月一五日、立法院代表らと会談をもち、両者協力して一括払い阻止にあたるよう働きかける。そして吉元らの意を受けた立法院代表七名は、一括払い賛成の当間主席と会談をもち、彼を一括払い阻止の線に取り込むべく説得に取り掛かる。二月一七日に行われた同会談で与儀ら立法院代表七名は、一括払い阻止に同調するよう当間主席に強く迫っている。例えば、与儀達敏などは、「政治は多数意志に従ったものでなければならない。軍が（一括払い政策を）強行しようとするのも、住民の意思がバラバラという印象からで、主席が『民の態度はこうだ』と（一括払い反対で）立上れば、アメリカも反省する」（括弧は筆者）とのべて、当間を説得している。これに対して当間は、なかなかみずからの態度を変えようとはしなかったが、この与儀ら立法院代表の半ば強引な説得によって、最終的には「民意としての一括払阻止」に取り組むことを約束することになる。(66) かくして、当間主席の誕生以後一年以上にわたって一括払い問題で対立してきた沖縄の政

Hosei University Repository

治指導者たちは、ここにきて再び一つの線でまとまりをみせるのであった。

第二節　軍用地政策変更をめぐる政治過程

一　兼次佐一那覇市長の誕生

このように沖縄内部が「一括払い阻止」の線でまとまりをみせたころ、ダレス率いる国務省は、一括払い政策の再検討を含む対沖縄政策の全面的な見直し作業を密かに開始していた。同省がこうした動きに出ることとなった直接的なきっかけは、五八年一月の那覇市長選挙で、元社大党那覇支部長の兼次佐一が市長に当選したことにあった。

そもそもこの那覇市長選挙が行われたのは、前任者の瀬長亀次郎が米軍の布令によって市長の座から追放されたことがあった。その瀬長が那覇市長に選出されたのは、その追放からおよそ一年前の五六年一二月のことである。第二代行政主席に任命された当間重剛の後任を決める一二月二五日の那覇市長選挙で、人民党党首の瀬長が当間派の仲井真宗一（元代議士）、反当間派の仲本為美（前那覇市長）を破って、見事市長に当選したのである。当初、市長候補に名乗りを挙げていたのは仲井間と瀬長の二人のみで、その時点では仲井真優勢とみられていたが、途中から「反当間」の仲本がこれに加わったことにより、選挙は三つ巴の戦いとなった。保守系の仲井真と仲本が互いに票を奪い合うなか、瀬長がいわば「漁夫の利」を得る形でこの選挙に勝利したのである（瀬長が一万六五九二票、仲井間が一万四六四八票、仲本が九八〇二票を獲得）。

アメリカの沖縄統治に最も批判的な態度をとっていた一人である瀬長は、社大党幹部の兼次佐一とともに、米軍から「アカ」のレッテルを貼られ、様々な圧力や弾圧をこれまでに受けてきた。その弾圧の最たるものが、いわゆる

Hosei University Repository

「人民党事件」における瀬長逮捕である。[67] 一九五四年一〇月、瀬長は沖縄から退去命令の出ていた奄美出身の人民党員、林義巳と畠義基の二名をかくまったとして、又吉一郎豊見城村村長（同党中央委員）とともに逮捕され、犯人隠匿幇助ならびに偽証および偽証教唆の罪で懲役二年の刑を受ける（又吉は犯人幇助の罪で懲役一年の刑を受ける）。さらにその瀬長らの不当逮捕に抗議するビラやポスターを印刷・配布したとして、大湾喜三郎立法院議員ら党員一九名も逮捕され、同党は結党以来最大の危機を迎えることになる。これが世にいう「人民党事件」である。

一六ヵ月余の獄中生活を終えて瀬長が出獄したのは、五六年四月のことであった。プライス勧告が沖縄で発表される、およそ二ヵ月前のことである。同勧告に対する反対運動が空前の盛り上がりをみせるなか、出獄間もない瀬長は兼次佐一とともに、本土派遣の「県民代表」に選出され、全国各地でプライス勧告反対を訴えることになる。このように米軍から共産主義者とみなされて様々な圧力や弾圧を受けてきた瀬長が、同勧告への反対運動を展開したあと、一二月に入り、沖縄の中心都市那覇市の市長に選出されたわけである。

この選挙結果を受けて当間行政主席は、モーア民政副長官に対し、最高権限を行使して瀬長を追放するよう要請する。またモーアら現地米軍当局も、瀬長の那覇市長就任を前に彼を布令によって追放することを検討する。しかし、この強引な瀬長追放によって逆に瀬長人気と反米ムードを高めてしまうことを恐れたスティーブス総領事らは、これに強く反対し、結局のところモーアも瀬長追放を控えることになる。[68]

しかし、現地米軍当局は瀬長に圧力をかけることまで控えたわけではなく、富原率いる琉球銀行を介して那覇市に対する融資や補助金を打ち切ったり、市の預金を凍結したりして、瀬長に経済的側面から圧力をかける。また那覇市議会で多数を占める「反瀬長」の市議会議員も、五七年六月に市長不信任案を議会に提出し、これを過半数の賛成を

Hosei University Repository

もって可決させるのであった。これを受けて瀬長が即座に議会を解散したことにより、那覇市議会議員選挙が同年八月に行われることになる。反瀬長勢力は「那覇市再建同盟」を結成し同選挙に臨むことになるが、これに対抗して瀬長擁護派は人民党と社大党那覇支部（支部長、兼次佐一）が中心となって「民主主義擁護連絡協議会」、通称民連を組織し、この選挙戦に打って出る。同選挙は、反瀬長派が一七議席、人民党が六議席、親瀬長の無所属が四議席、親瀬長の社大党が二議席、そして仲本派が一議席という結果に終わり、これまで議会で少数派であった親瀬長勢力が大きく躍進する。反瀬長勢力は議会で過半数をとりはしたものの、瀬長を再度不信任するために必要な三分の二の議席を獲得することに失敗し、逆に瀬長はこの選挙を通じてみずからの権力基盤を強化するのであった。

しかし、これで反瀬長勢力が「瀬長追放」をあきらめたわけではなかった。「反瀬長」の那覇市議会議員をはじめとする反瀬長勢力は、「瀬長追放」のための布令公布を米軍当局に要請したのである。[69] これを受けてモーア率いる米民政府は、一一月二五日、ついにワシントンの許可を得ることなく、独断で市町村自治法と選挙法を布令によって改正することになる。この市町村自治法の改正によって市長の不信任は三分の二の賛成ではなく過半数のそれでできるようになり、また選挙法の改正によって重罪または破廉恥罪の罪に処された者は市町村長または議員の被選挙権を有しないこととされた。この法律改正を受けて反瀬長の市議会議員は、直ちに市長不信任案を過半数の賛成をもって可決し、瀬長を追放することになる。そして「人民党事件」での有罪判決を槍玉にあげられて瀬長は、被選挙権を剝奪されるのであった。

こうした米軍側の露骨で強引な法改正によって瀬長が市長の座を追放されるなか、その瀬長の後任を決める那覇市長選挙が翌五八年一月一二日実施されることになる。反米世論が高まるなかで行なわれたこの選挙では、社大党が党

Hosei University Repository

の独自候補として平良辰雄初代委員長を擁立するが、一方の民主党は独自候補を出すに至らず平良支持に回る。これに対して瀬長率いる民連は、すでに社大党を離党していた兼次佐一元社大党那覇支部長を候補者として擁立し、彼を全面的にバックアップすることになる。一時は社大党の委員長と書記長のコンビで互いに協力し、サンフランシスコ講和会議を前にして復帰署名運動を強力に推し進めた両人が、ここにきて相争う仲となってしまったのである。

この平良と兼次両候補者によって激しく争われた選挙戦は、結局のところ兼次勝利で終わる。平良辰雄が三万四五〇七票を獲得したのに対して、兼次はそれを一千票余りも上回る三万五四九一票を獲得し、見事那覇市長に当選したのである。そしてこの選挙では、瀬長率いる民連が絶大なる人気を博し、「民連ブーム」といわれるものまで生み出されるのであった。

二　国務省による一括払い政策の再検討

さて、こうした兼次の勝利と民連ブームに危機感を抱いたのは、ダレスをはじめとするアメリカ国務省であった。同省はこの兼次の勝利を契機に一括払い政策を含めたアメリカの対沖縄政策の全面的見直しを開始することになる。那覇市長選挙から一週間後の一月一九日、ダレス国務長官はウォルター・S・ロバートソン（Walter S. Robertson）国務次官補に対し沖縄政策の再検討を命じるが、これを受けたロバートソンは、二月一日、今後沖縄でとるべき行動指針を記した覚書をダレスに提出する。(70)

この覚書でロバートソンは、瀬長の那覇市長当選から今回の兼次勝利と、沖縄の情勢が目立って悪化してきていることをまず指摘したうえで、今回の市長選挙で最も重要なことは、瀬長のときとは異なり兼次が大差で勝利したこと、

Hosei University Repository

そして兼次と平良両候補者とも強い米民政府批判を展開し、日本復帰を掲げていたこと、この二つであると指摘する。

このように沖縄の政治情勢の悪化を指摘したロバートソンは、沖縄における軍事上の立場を維持していくためには、もっと沖縄の政治的、経済的な問題にも注意を払う必要がある、とのべたうえで、添付した沖縄に関する国家安全保障会議政策文書草案のなかで、次のような行動指針を挙げている。すなわち、沖縄の経済的能力を改善するために日本の資本も含めた資本投資を促進すること、沖縄と日本の経済的、文化的、そして政治的な接触を拡大していくこと、そして「軍事上重要でない土地は全て遅滞なく琉球人に解放すること」、などである。(71)

また沖縄現地の総領事館や東京の駐日大使館からも、対沖縄政策の見直しを求める文書が、相次いでワシントンに送られてくることになる。一月三〇日、沖縄のデミング総領事は、「琉球―アメリカのキプロス」と題する長文の報告書を本省に送り、軍によるこれまでの沖縄統治を徹底的に批判している。(72) この報告書のなかでデミングは、世界の目からみて沖縄におけるアメリカの立場は「植民地主義」と極めて近い、とのべたあと、沖縄における政治上の問題（自治の制限、主席公選などの問題）、経済上の問題（長期計画の欠如、基地経済の脆弱性などの問題）、土地問題、そして日本復帰問題などを詳しく取り上げている。そして琉球が潜在的にアメリカにとってキプロスであるという見方をする者が増えてきていることを指摘したうえで、沖縄の現状維持は「海外における我々の威信や琉球と日本との関係を悪化させる結果になる」、と主張する。本稿が関心を持つ土地問題に関しては、住民側が一括払い政策に反対してきたその経緯をのべたあと、「支払い方式として賃貸借契約を再考することはベターである」、と主張するのであった。

また、一月二〇日には駐日大使館のアウターブリッジ・ホージー（Outerbridge Horsey）公使も、ハワード・

Hosei University Repository

L・パーソンズ（Howard L. Parsons）北東アジア課長に手紙を出し、対沖縄政策の再検討を要求している。[73] この手紙のなかでホージーは、民主主義の制限問題、沖縄返還問題、そして貧困問題と並んで土地問題が根本的な問題であると指摘するが、その土地問題に関してホージーは、これまでの一括払い政策は個人的にみて「大きな間違い」であったとし、「更新可能な五ヵ年賃貸借契約」が望ましい旨をパーソンズに伝えている。

またマッカーサー大使も二月一日、ダレス国務長官に手紙を送り、対沖縄政策の全面的再検討を要請している。[74] この手紙のなかでマッカーサーは、インドシナ、モロッコ、チュニジア、そしてアルジェリアにおけるフランスの失敗に言及したあと、沖縄の状況も建設的な改善策をとらない限り「頼みになる軍事基地」として利用できないこと、そして日米関係全般にも有害な影響を与えてしまう、と指摘する。そして沖縄の施政権返還が保守を含めたすべての日本人の基本的な長期目標であることを指摘したうえで、アメリカの国家利益が沖縄の施政権返還によってうまく維持されうると結論づける日がこと数年内にくるかもしれない、と主張することになる。

そしてマッカーサーは、緊急かつ直接的な問題はアメリカの沖縄統治の様式にある、とのべたうえで、具体的に次の二つの問題を挙げている。まず一つは、文官統治の問題である。マッカーサーは、平時における軍政は政治的にも心理的にも大きな重荷となることや、アジアにおいてこれが常に「植民地主義」と同一視されることを指摘したうえで、アメリカの沖縄統治を軍人から文官に変更するよう強く要求するのであった。

いま一つの問題は、一括払い政策の問題である。マッカーサーは、政治的、心理的な側面からみて一括払い政策がもし「間違い」であるとするならば、沖縄でのアメリカの立場を悪化させる前に、また反米主義が広がりをみせる前に、その「間違いを正すべき」である、と主張する。そしてダレスに宛てた二月二四日付けの手紙のなかでさらにマ

Hosei University Repository

ッカーサーは、一括払い方式を改めて「通常の定期的な支払いシステム」を採用すべきだと主張するのであった。[75]

こうした現地出先機関からもたらされた一連の一括払い政策の見直し要求は、三月一六日に行われた立法院選挙を経て、ワシントンの本省にも受け入れられることになる。一月の那覇市長選挙に続いて行われたこの立法院選挙では、与儀達敏率いる琉球民主党が一七議席から七議席へと一気に議席を落としたのに対し、当間主席の推す保守系無所属候補が八議席を獲得し、また瀬長率いる民連が一議席から五議席へと躍進することになる。そして安里積千代率いる社大党が八議席から九議席へと議席を伸ばし、民主党を抜いて立法院第一党となる。これに併い立法院議長には、与儀達敏に代わり社大党の安里積千代が就任することとなる。

この立法院選挙からおよそ二週間後の三月三一日、ロバートソン国務次官補はダレスに覚書を送り、沖縄統治の改善策を進言している。[76] この覚書のなかでロバートソンは、先の立法院選挙で民連が一議席から五議席に増大したことや、逆に民主党が一七議席から七議席に減少したことは問題であるとしながらも、当間主席の支持する候補が九議席も獲得したことや、それによって保守系議員が二九人中一八人になったことは、まだアメリカに打つ手が残されていることを示している、とダレスに説明している。そして直ちにアメリカが関心を向けなければならない問題としてロバートソンは、①土地問題、②経済開発問題、③地方自治問題、そして④対外関係に与えるインパクトに十分な関心を払わない高等弁務官の行動の四つを挙げるのであった。

第一の土地問題についてロバートソンは、根本的な問題はアメリカが一括払い政策によって期限に定めのない権利を獲得しようとしていることにある、とのべたうえで、更新可能な年払い五ヵ年賃貸借契約と一括払い方式のどちらかを地主自身に選択させるべきだ、と提案する。つまりここでロバートソンは、沖縄側の要求する五ヵ年賃貸借契約

Hosei University Repository

を全面的に支持したわけではなかったものの、この五ヵ年賃貸借契約と一括払い方式の選択制を、ダレスに提案したわけである。

かくして東京と沖縄から相次いでなされた一括払い政策の見直し要求は、こうしてワシントンの本省にも受け入れられることとなり、国務省ではダレスとロバートソンが中心となって一括払い政策に固執する軍部の説得にあたることになる。四月九日、早速ダレスとロバートソンは、ジョン・N・アーウィン（John N. Irwin）国防次官補らと協議をもち、一括払い政策の変更を求めることになる。(77) この会議でダレスは、キプロス的状況を避けるためにも現地住民を時折懐柔する必要がある、とのべたうえで、軍用地政策の変更を国防省に要求する。そしてロバートソンも、先に示した通り、一括払い方式か毎年払い方式かの選択肢を住民に与えたほうがよい、と主張するのであった。

これに対してアーウィンは、まず第一に、たとえ毎年払い方式を採用したとしても、住民側は賃貸料の増額を求める闘争を行なうので、結局のところ土地問題は政治問題として解決はできないこと、第二に、賃貸料を毎年払いにすればアメリカの負担は年間で五七〇〇万ドルも増えてしまうこと、そして第三に、一括払い政策への反対は一般の人々の不満を示すものではなく、一部政治家による扇動にすぎないこと、以上の三点を指摘したうえで、国務省の要求に真っ向から反対するのであった。

会議はこのように両者が対立したため結論は出なかったものの、しかし再び両省間で軍用地問題が話し合われるようになったことは、重要である。土地総連や立法院などが一括払い政策の実施取り止めを求めてからおよそ一年を経て、ついにアメリカ政府は同政策の見直しをめぐる議論を再開したのである。

ところで、国務省による対沖縄政策の再検討は、こうした一括払い政策の再検討にのみ限定されたものではなかっ

Hosei University Repository

た。これまでの研究が明らかにしているように、この一括払い政策の再検討と並行して同省では、より根本的な問題である沖縄の施政権返還問題まで検討していたのである。四月一日、ダレスはアイゼンハワー大統領に対して、沖縄本島内で米軍が恒久的あるいは半恒久的に使用する「飛び地」(enclave)をアメリカ自身が保有し、残りの地域を日本に返還するという、いわゆる「飛び地」返還案を提起している。大統領からこの案についての支持を得たダレスは、早速ロバートソンに対し、同案の具体的検討を命じることになる。[78]

これを受けたロバートソンは、四月一一日、同案の検討結果をダレスに報告するが、そのなかで彼は、沖縄の施政権返還の利点として、次の七点を挙げている。[79] まず第一に、返還によってアメリカに対する強い政治的圧力は緩和され、琉球における軍事権が安定した基盤のもとに置かれること、第二に、返還は世界世論に良い影響を及ぼし、アジアにおけるアメリカの威信を高め、アメリカに対する植民地主義の批判に根拠がないことを立証すること、第三に、返還は日本で高まっている失地回復主義の圧力を緩和するのに役立つこと、第四に、日米関係を正常化するための新たなステップとなること、第五に、返還によって日本国内で領土防衛の気運が高まり、日本にとってアメリカとの相互安全保障条約を発展させる新たな誘引となること、第六に、五月下旬に予想される日本での総選挙を前に施政権を返還すれば、岸首相と自民党にとって有利に作用すること、そして第七に、ソ連に対して領土問題で主導権を握ることができること、以上の七点である。

このように沖縄返還の利点を挙げたロバートソンは、次にその欠点として、次の四点を指摘している。まず第一は、日本人の多くは沖縄基地と本土基地を同じようにみることから、沖縄基地の使用を本土並みに制限せよとの圧力が高まってしまうこと、第二は、将来、中距離弾道ミサイル(IRBM)を沖縄に展開する必要が生じた場合、その基地

Hosei University Repository

として土地を確保する必要が出てくるが、それを実施すれば日本が強く反対すること、第三は、台湾や韓国が返還を批判し、また多くのアジア人もこれを日本の膨張主義への復帰とみなして警戒すること、そして第四は、電気や水道は基地地域と民間地域で共用されているため、日米間で行政責任を区分するのは困難であること、以上である。

このように沖縄返還の利点と欠点を列挙したロバートソンは、その結論として、沖縄返還こそがアメリカのとるべき方向である、と主張したうえで、その返還方式としてダレスの提案した「飛び地」返還案こそ最善の方式であると進言する。しかしその一方でロバートソンは、軍部への配慮も忘れずに、新規の土地接収が可能となるような仕組みをつくったうえで、民間区域を日本に返還すべき、とダレスに進言するのであった。

さらにロバートソンは同じ日（四月一一日）、東京のマッカーサー大使にも電報を送り、この「飛び地」返還案についてのコメントを求めている。[80] これに対してマッカーサーは、四月一五日、ロバートソンに返電し、そのなかで次のようにのべて沖縄の「飛び地」返還が時期尚早であることを訴えている。すなわちマッカーサーは、まず第一に、日本政府が「飛び地」返還案に同意する可能性は高いこと、しかし第二に、同政府が土地の新規接収を自由に認める権限をアメリカに与える可能性は低いこと、したがって第三に、この返還問題を時間をかけて検討するためには、いわばその「時間稼ぎ」として、一括払い政策を中止とし更新可能な五ヵ年賃貸借契約を採用すべき、とロバートソンに進言したのである。[81]

こうした見解を聴取したダレスは、四月一七日、アイゼンハワー大統領に対し、沖縄が数年以内に「キプロス化」する危険性があることを指摘したうえで、三年ないし五年計画をつくって返還の準備を整えるよう軍部に指示すべき、と進言する。[82] これに対してアイゼンハワーは、この返還準備計画を大統領が承認していること、そしてこれを実行に

Hosei University Repository

移さなければ沖縄の「キプロス化」もありうることを、ニール・H・マッケルロイ（Neil H. McElroy）国防長官に伝えるようダレスに指示するのであった。かくしてアメリカ政府は、一括払い政策の変更をめぐる議論を再開するとともに、より根本的な問題である沖縄の施政権返還問題についても、その検討を開始するのであった。

三　日本政府の対米要請と沖縄代表団の訪米

さて、沖縄現地のモーア高等弁務官（五七年七月に出された大統領行政命令によって沖縄現地の最高責任者が民政副長官から高等弁務官に変更。琉球軍司令官が兼任）が、「土地収用計画について現在ワシントン当局で再検討がなされている」というメッセージを立法院で読み上げたのは、四月一一日のことである。[83] 前述したように、ダレスとロバートソンがアーウィン国防次官補らと土地問題で会談した、その二日後のことであった。このモーアのメッセージを受けた立法院は、その突然の表明に驚くとともに、長く待ち望んでいたこの動きを歓迎した。立法院議長の安里積千代による次のような回想は、このメッセージを受けた沖縄の政治指導者たちの心情をよく表しているといえる。安里はいう。「予想もしなかった声明であり、私はハッと思った。おそらく全議員もそうであったことであろう。その外の演説は耳に入らないほど再検討の言葉をかみしめた」。[84]

アメリカ政府のこうした動きを受けて沖縄の政治指導者たちは、直ちに日本政府に対米折衝を働きかけることになる。四月一七日、立法院は長嶺秋夫（民主党）、平良良松（社大党）、山川泰邦（新政会）の三名を日本本土へと派遣し、対米折衝によって一括払い政策を変更させるよう岸首相と藤山愛一郎外務大臣に要請する。[85]

これを受けて藤山外相は、翌一八日、マッカーサー大使と会談し、沖縄の情勢が悪化すれば日本の国内情勢に直接

Hosei University Repository

影響を与え、また日米関係にも悪影響を与えてしまう、とのべたうえで、アメリカが一括払い政策に代えて更新可能な五ヵ年賃貸借契約を考慮するよう要望している。(86)

また、それから一ヵ月後の五月一二日、外務省の山田久就事務次官もマッカーサー大使に対し、日本側の意向として次の九点を伝えている。(87) まず第一に、軍用地政策に関する最終決定がなされる前にその検討結果を日本政府に伝えること、第二に、一括払い政策を完全に放棄し、更新可能な年払い五ヵ年賃貸借契約を採用すること、第三に、賃貸料の評価は日本の調達庁が用いている基準を採用すること、第四に、土地の評価機関に沖縄住民も参加させること、第五に、特別な事情がない限り軍用地の新規接収は避け、既接収地のなかで返還可能なものは返還すること、第六に、賃貸借契約のなかに契約更新を可能とする条項を挿入すること、第七に、軍用地返還の際の復元補償の問題に関しては、日本政府がこれに対処すること、第八に、沖縄住民の移民促進と沖縄への財政・技術援助に日本政府も協力すること、そして第九に、沖縄返還の際には在沖米軍基地の自由な使用について日本政府が保障すること、以上の九点である。

このように外務省が沖縄側の意向に沿った要望をアメリカ政府に伝えるなか、一方の立法院は直接ワシントンに代表団を派遣することを決定し、その準備にとりかかる。(88) 三年前の第一次訪米団に続くこの第二次訪米団のメンバーには、団長に立法院議長の安里積千代が選ばれた他、行政主席の当間重剛、民主党総裁の与儀達敏、土地連会長の桑江朝幸、市町村長会副会長の渡慶次賀善、そして琉球政府法務局長の赤嶺義信の六名が選出された。安里ら沖縄代表団は、来る訪米を前にして、対米折衝に臨む基本的態度として次の七項目を決定する。(89)

まず第一に、土地政策の変更を強力に求めること、第二に、賃貸借契約による毎年払いを要求し、三年ないし五年

Hosei University Repository

ごとの賃貸料更新を求めること、第三に、軍用地の使用は沖縄の施政権をアメリカが保有するまでの期間とすること、第四に、賃貸料や損害補償はアメリカの負担よりも住民側の意向を中心に考えること、第五に、一括払い方式と毎年払い方式の選択制にはあくまで反対すること、第六に、契約当事者を地主とアメリカとすることを避け、地主全体の権利を守る立場から他の方法を採用すること、そして第七に、法的正確さを期するために日本本土において検討を加え、現在および将来に支障を来たさないようにすること、以上である。

安里を団長とする沖縄代表団は、この基本的態度七項目をはじめ各種関係資料を携えて、六月一〇日、ワシントンに向けて出発する。沖縄を出発した代表団（当間主席は南米視察のため一足先に渡米していた）は、途中東京へと立ち寄って、岸首相から激励を受けると同時に、外務省をはじめ政府関係機関と綿密なる協議を行うことになる。そして代表団は駐日アメリカ大使館にマッカーサー大使を訪ね、直接沖縄側の意向を伝えるのであった。まずはマッカーサー大使との会談をみたうえで、続いて日本政府との協議についてみていくことにする。

六月一一日に行なわれたマッカーサー大使との会談で沖縄代表団は、団長の安里が中心となって一括払い政策の完全廃止を彼に要求している。(90) この会談で安里は、もしアメリカ政府が一括払い方式と毎年払い方式の選択制を採用し、一括払い方式を僅かでも残したならば、沖縄住民はアメリカが沖縄に「恒久的足場」を獲得する意志を放棄していない、とみなすであろうし、また米軍当局と協力している我々の政治的キャリアも終わらせることになる、と主張するのであった。団長の安里がこのように訴えたのは、瀬長率いる民連が代表団の立てた「賃貸借契約」方針に強く反対していたからである。民連は、アメリカと「賃貸借契約」を締結することは米軍基地の存続を認めることになると批判し、「賃貸借契約」ではなく米軍による土地の「不法占有」に対して補償を求めるべきだ、と主張していたのであ

Hosei University Repository

る。[91] 安里ら沖縄代表団は、この民連の批判を逆に利用したうえで、マッカーサー大使に対し一括払い方式の完全廃止を要求したわけである。[92]

また同会談では、マッカーサーが去る四月に立法院で可決された原水爆基地化反対決議を突如持ち出すが、これに対して団長の安里は、民連が土地問題と核問題を絡めてきたのでそれを切り離して決議した、と説明している。それに続けてマッカーサーが、「沖縄における米軍基地の存在が日本、沖縄、そしてアメリカの安全だけでなく、自由世界の安全にとっても重要」であることについて代表団の同意を求めたところ、団長の安里はこれに同意するのであった。

このように原水爆基地を含む沖縄の米軍基地について沖縄代表団の見解を問い質したマッカーサーは、さらに続けて、アメリカの核抑止問題と軍縮問題について代表団に説明している。これに対して安里は、やや当惑した様子でこう答えている。「核兵器問題は軍事的問題であると同時に政治的、心理的問題である。沖縄人は軍縮の問題と同時にこの（核抑止に関する）全体的問題はよく分からない。しかし知らないことについて我々は心配もしない。もしあなた方が最近の〝ソアー〟のように沖縄にあるＩＲＢＭ（中距離弾道ミサイル）を公開した場合、我々はそれに抗議するし、また共産主義者が核兵器反対決議を提案すればそれに同調するが、たとえそうしたとしても驚かないでもらいたい。けれども、あなた方が基地内で起こっていることを我々に知らせない限り、我々は如何なる現実の騒ぎも起こさない」（括弧は筆者）。このようにマッカーサーが意外にも核の問題を持ち出したことから、安里ら沖縄代表団は、次にみる日本政府との協議において、この問題についてワシントンでどう答えればよいのかを外務省に尋ねている（後述）。

Hosei University Repository

マッカーサー大使との約一時間半にわたる会談のあと、沖縄代表団は一二日と一三日の両日にわたり、外務省において政府関係者と長時間にわたる協議を行っている。[93] 外務省から板垣修アジア局長、三宅喜二郎アジア局参事官、そして田中弘人アメリカ局参事官らが出席し、また総理府特別地域連絡局（総理府南方連絡事務局の後身）から石井通則局長らが出席したこの会議では、前述した沖縄代表団の決定した七項目にわたる基本的態度について詳細に検討した他、アメリカ側へのプレゼンテーションの仕方や提出する資料の表現方法などについて話し合っている。この政府関係者との協議のなかでとりわけ詳細に検討が加えられたことは、一括払いと毎年払いの選択制に対しどう沖縄側として反対していくのかという問題と、賃貸借契約の当事者を誰にするのかという問題の二つであった。

まず前者の問題に関しては、板垣らがアメリカ側の納得できる反対理由をしっかりと説明しなければならない、とのべたのに対し、沖縄代表団は経済的観点、政治的観点、そして社会的観点などさまざまな角度からこの選択制に関する問題点を挙げ、あくまで沖縄側としては一括払い政策を完全に廃止させたい旨を説明している。この協議の結果沖縄代表団は、「なぜ一括払方式を廃止してもらわねばならないか」ということと、「なぜ沖縄の土地所有者は一括払に反対するのか」ということを簡明にまとめたメモを作成することになる。[94] まず第一の点について同メモは、一括払い方式をアメリカが継続する限り、「現在の混乱せる事態は収拾出来ない」としたうえで、同国が「賃貸借方式による毎年払」を実現するならば、沖縄側も「責任と自信をもって沖縄の社会不安、政治的混乱を排除し反米的活動を封じ極力米国と協力する」、とのべるのであった。

また第二の点に関しては、次の七つの理由を挙げて、一括払い方式に反対している。まず第一は、「日本国民としての自覚並に感情上の立場から特に将来日本に復帰したいと言う国民的願望の面から言って沖縄の地域に米国による

Hosei University Repository

Determinable Estate（限定的土地保有権）が設定されることは容認出来ない」（括弧は筆者）こと、第二は、「人口の割に土地が狭」い沖縄で一度土地を失ったら「他にこれを求める」ことは「困難」なため、「土地に対する執着は極めて強い」こと、したがって「かかる土地に対する伝統的観念並に農民の心理状態よりみて」容認出来ないこと、第三は、「限定付土地保有権は我々にとって極めて理解し難い概念」であり、その内容からしても「実質的には土地の買上と同じではないか」という「不安」があること、第四は、沖縄では「地価並に賃貸料の上昇率は極めて高い」が、「一括払方式はかかる顕著な」上昇率が「考慮されていない」こと、よって「地主にとっては経済的に極めて不利である」こと、第五は、軍用地の返還の際に一括払い方式だと「復元補償がなされない」こと、第六は、一八七八年以来沖縄では「度々金融上の大変動があって銀行預金者が甚大な損害を蒙った」り、あるいは「今次戦争においても更に米国の管理下に移ってからも貨幣価値の大変動があった」ために、「心理的にいわゆる『金は一年　土地は万年』の観念を強く持つようになっている」こと、そして第七は、「耕すに土地なく働くに仕事なき者にとっては僅かに確定した賃貸料のみが彼等を飢餓から救う道であると考えている者」が「決して少くない」こと、以上である。

このように一括払い方式への反対理由を一枚の簡明なメモにまとめ上げた沖縄代表団は、さらに後者の問題、すなわち賃貸借契約の当事者を誰にするのかという問題に関しては、板垣ら政府関係者に対し、次のようないくつかの案を提起している。すなわち、地主個人とアメリカ政府が直接契約を結ぶのではなく、市町村当局とアメリカ政府がこれを結んだり、あるいは日本政府とアメリカ政府がこれを結び、その後市町村当局ないし日本政府が地主と契約を結ぶ、というアイディアなどである。これに対して板垣らは、まだ沖縄全体の意見が固まっていないのであれば、アメリカ側との議論が横道に逸れたり混乱してもいけないので、これを公式協議の場で提案するのではなく、非公式の場

Hosei University Repository

で提案したほうが良いと助言するのであった。[95]

また沖縄代表団は板垣ら政府関係者に対し、先の七項目にわたる基本的態度をアメリカとの折衝に適した表現に改めてほしいと要請し、これに板垣らは協力している。その結果出来上がった「対米提案事項」なる文書は、次のように簡明かつ具体的な内容となっていた。[96]「一、（A）期限の定めのない賃貸借契約方式を採用し、一括払方式は全面的に廃止する。（B）地料は毎年払いとし、三年及至五年毎に再検討する。（軍用地）返還の場合には米側において復元する義務を負う。（C）地料の決定については、琉米双方からなる地料査定委員会〔仮称〕を設置する等の方法により、充分民意を反映せしめること。二、米軍の土地使用は、その必要の存続する期間を期限としその期間内に施政権が返還された場合における土地使用については、日米間の話合いによる」（括弧は筆者）。

この「対米提案事項」が先の七項目にわたる基本的態度と大きく異なる点は、米軍の土地使用に関し期限を設けることを事実上放棄したことにある。つまり、先の基本的態度が沖縄の施政権をアメリカが保有するまでの期間としたのに対し、この「対米提案事項」は、アメリカが「必要」とみなす期間内はそれを使用してもよいとし、よって賃貸借契約の方式も「期限の定めのない」ものと明記したのである。この態度変更について外務省の菅沼潔アジア局第一課長は、「沖縄側のかなりの譲歩を意味している」、と駐日アメリカ大使館に説明するのであった。[97]

このように外務省をはじめ政府関係機関と対米折衝方針などを練り上げていった沖縄代表団は、さらにマッカーサー大使から提起された核の問題についても、板垣ら政府関係者に助言を求めている。[98] 団長の安里はいう。「われわれが（核兵器に）反対してもアメリカは持込む時は持込むでしょうが、この問題に対してどういうふうに受け応えするかデリケートです。日本でも大いに反対されておる問題でありますので、御教示願いたい」。これに対して外務省の

Hosei University Repository

田中参事官は、「これは非常に機敏な問題で、私も非常な関心をもっておったのですが、こちらからお聞きすることを少しちゅうちょしておった」とのべたうえで、次のように助言する。「決して名案だというわけではありませんが、その問題が出ましたなら、沖縄の事情はこういうものであるというふうに御説明になったらいいだろうと思います」。つまり田中は、政治家個人としての見解を表明するのではなく、核についての「沖縄の客観情勢」を伝えたほうがよい旨をアドバイスしたのである。

またこの問題に対する日本政府の対応として田中は、先の国会で岸首相が答弁した線で「当面は押すことになる」と代表団に伝えている。この岸の答弁について田中はこう説明している。「総理は沖縄は日本の施政権の及ばない地域であるから、そこにおけるアメリカの行動に對して関與することは出来ないという趣旨の答弁をしております」。つまりここで田中は、「高度の政治的決定」にかかわるこの問題に対しては、日本政府としては施政権が及ばないので発言できない、という態度をとる旨代表団に伝えたわけである（結局この核の問題はアメリカ側から持ち出されることはなかった）。

以上、こうした核の問題も含めて綿密なる協議をもった外務省は、沖縄代表団がワシントンに向けて出発したあと、マッカーサー大使に対し次のようのべ、彼らを側面からサポートしている。「沖縄代表団はアメリカが一括払いと賃貸借契約の選択制という考えを放棄することを期待している」。「もしアメリカが地主の嫌がる選択制を無理強いしたならば、沖縄でかなり不幸な反響を引き起こすことになる」[99]。さらに岸首相も六月一八日、沖縄でのドル通貨切り替え問題（アメリカ政府は沖縄で使用されていたB円をドルに変更する計画を立てていた）をめぐるマッカーサー大使との会談のなかで、その通貨切り替えを認める条件として、アメリカが「沖縄の土地補償政策」を好意的に決定する

Hosei University Repository

よう要請するのであった。[100]

四　軍用地問題の解決と基地の拡大

このように沖縄代表団が日本政府の積極的支援を受けて訪米するなか、一方のアメリカ側は、この沖縄代表団をどのように待ち受けたのであろうか。結論から先にいえば、アメリカ側は沖縄代表団との正式会談に入るその直前まで、実はみずからの軍用地問題に対する態度を決めきれていなかった。四月の合同会議で国務省と国防省が一括払い政策をめぐって対立したことについては前述した通りであるが、その後数回にわたって行われた合同会議においても、支払い方式の選択制を求める国務省と、一括払い政策の継続を求める国防省との溝は、全く埋まらなかった。[101] しかし注目しておきたいことは、沖縄代表団が訪米したちょうど同じ頃、支払い方式の選択制を唱える国務省が一括払い方式の完全放棄にその態度を変更したことである。パーソンズ北東アジア課長は六月一八日、ロバートソン国務次官補に対して手紙を送り、なぜ沖縄代表団が選択制に強く反対し、一括払い方式の完全廃止を求めているのかについて説明している。[102] パーソンズは、五六年七月に沖縄側がモーア民政副長官に提出した「プライス勧告に対する反論」や、前述したマッカーサー大使との会談における沖縄代表団の主張、そして沖縄代表団が東京を発ったあと外務省がマッカーサーに行なった前出要請などを持ち出したうえで、沖縄側が如何に一括払い方式に反対しているのかを説明するのであった。

それから四日後の六月二二日、ダレス国務長官はドナルド・A・クォールズ（Donald A. Quarles）国防副長官に書簡を送り、前述した岸のマッカーサー大使への要請を伝えたうえで、期限に定めのない賃貸借契約に政策を変更す

Hosei University Repository

べきであると提案する。[103] つまりここで国務省は、沖縄代表団の提案事項を完全に受け入れたうえで、それを国防省に提案したわけである。

さらに六月二六日、ダレスに続いてロバートソンも、マンスフィールド・D・スプレイグ（Mansfield D. Sprague）国防次官補と電話で会談し、岸の前出要請を伝えている。[104] その際ロバートソンは、もし沖縄代表団がアメリカ政府の立場を聞くことなく、また軍用地問題を解決することなく沖縄へと帰任した場合、彼らはアメリカ政府に完全に冷たくあしらわれたと感じるであろうし、もしそうなると沖縄統治に関してこれまで直面したいかなる状況よりも悪い結果を引き起こしてしまう、と警告するのであった。

国務省によるこうした一括払い方式の完全放棄要求が強まるなか、六月三〇日、ついにマッケルロイ国防長官とダレス国務長官が直接会談を行なって、軍用地問題に対するアメリカ政府の態度を話し合うことになる。[105] この会談でダレスは、岸との友好関係はアメリカにとって重要である、とのべたうえで、岸の前出要請をここでいま一度持ち出している。またロバートソン国務次官補も、沖縄代表団が一括払い方式の廃止を強く望んでいることを説明するとともに、日本外務省が更新可能な五ヵ年賃貸借契約を提案している旨説明している。これに対してマッケルロイ国防長官は、更新可能な一五ヵ年あるいはそれ以上有効な賃貸借契約の採用をダレスに提案し、ついに一括払い政策放棄の意向を明らかにする。かくして、このダレスとマッケルロイの両省トップ会談によってアメリカ政府は、一括払い政策を完全に放棄する方向でみずからの態度を固めるのであった。

またこの会談では、いま一つの重要問題である「飛び地」返還案についても話し合われたが、ここでダレスは大統領の前出見解を伝えるとともに、米軍基地を島のどこか一ヵ所に集中させたほうがよい旨を主張している。これに対

Hosei University Repository

してレムニッツァー陸軍参謀次長は、この基地統合案の実現にはかなりのコストがかかってしまうと指摘し、これに難色を示す。しかしマッケルロイ国防長官はこのダレスの要求を受け入れて、陸軍省にコスト評価させることを彼に約束するのであった（この「飛び地」返還案の結末については後述する）。

さて、このダレス・マッケルロイ会談の翌日、訪米した沖縄代表団と陸軍省との間で正式協議が始まることになる。[106] 七月一日に開かれたこの協議で沖縄代表団のスポークスマンである安里は、自由世界を共産主義から防衛するためにアメリカが沖縄を重視していることにまず理解を示したうえで、①一括払い方式の完全廃止、②期限に定めのない賃貸借契約の採用、③賃貸料の毎年払い、そして④三年または五年ごとの賃貸料の更新、などを要求する。これに対してレムニッツァーは、前日の両省間の合意事項を無視するかのように、土地の処分に対する自由な選択肢を地主に与えることが民主主義ではないか、と主張し、沖縄側の主張を厳しく批判するのであった。

これに対して沖縄代表団は、第一に地主のなかで一括払いを希望している者は僅かしかいないこと、[107] 第二に沖縄におけるほとんど全てのグループが一括払いに反対していること、第三にアメリカが選択制を採用すれば民連がこれを政治的に利用すること、そして第四に一括払いを希望する地主には琉球政府が責任をもって対応すること、などを挙げて、レムニッツァーに反論する。午前一〇時から午後六時まで行なわれたこの第一回協議では、大半の時間がこの一括払い問題に費やされたが、一括払いの完全廃止を要求する沖縄代表団と、これに難色を示す陸軍省との溝は全く埋まらなかった。

続く翌二日の第二回協議でも、またもや一括払い問題をめぐって沖縄代表団と陸軍省が対立する。[108] レムニッツァーは前日同様、地主の自由意志の問題を持ち出したうえで、「アメリカはいくつかの選択肢をオファーするかもしれな

Hosei University Repository

い」とのべて、あくまで陸軍省が選択制にこだわっていることを沖縄代表団に明示する。これに対して団長の安里は、一括払い政策は租税収入も生み出さないし、また一度に大量の金が沖縄に入ると物価を引き上げ社会的、経済的な問題も引き起こす可能性がある、とのべるとともに、一括払い政策を継続すれば政治的不安定や反米感情も生み出すことになる、と主張し、レムニッツアーの提案した選択制に強く反対する。それどころか安里は、レムニッツアーに対して逆に、政治的な不安定を沖縄にもたらしてまで個人の自由を認めるべきなのか、と問い返す場面さえみられた。しかしこの第二回協議においても両者の主張が歩み寄りをみせる気配など全くなかった。

この二回にわたる協議に出席していた国務省のパーソンズ北東アジア課長は、こうした予想外の展開を憂慮して、この協議模様をロバートソン国務次官補に報告している。これを受けたロバートソンは、早速第二回協議のあった七月二日、スプレイグ国防次官補に直接会って、陸軍省が沖縄代表団の要望にいかなる配慮もみせていないことを指摘する。これに対してスプレイグは、国防省はいかなる形の一括払い政策も廃止することに同意している、とロバートソンに返答するのであった。(109)

かくして翌七月三日、スプレイグ国防次官補は第三回協議が始まる前に沖縄代表団をみずからのオフィスに招き、代表団に対して次のようにのべる。我々はあなた方代表団の異議申し立てに印象づけられた。代表団と沖縄住民が一括払いを全面的に認めていないことは明らかである。したがって我々は早急に軍用地政策の再検討を完了させ、新しい方式をあなた方に提案するだろう。その後、沖縄現地の高等弁務官と沖縄側との間で協議することを望む。そして我々は最終的な態度を作り上げたあと、その解決策を高等弁務官によって発表させるであろう。(110) 非公式の会談とはいえ、スプレイグからこうした説明を受けて問題解決への確かな感触を得た沖縄代表団は、陸軍省との最終協議（第四

Hosei University Repository

回協議）を七月七日に終えたあと、空路沖縄へと帰任するのであった。

ドナルド・P・ブース（Donald P. Booth）高等弁務官（モーアの後任）がスプレイグの説明通り、一括払い方式の完全放棄を沖縄現地で発表したのは、それから一ヵ月後の七月三〇日のことである。これを受けて沖縄側と米軍側はそれぞれ一二名の代表を出し、八月一一日から三つの分科委員会に分かれて本格的な協議に入る。[111] この現地協議はそれから約三ヵ月間にわたって精力的に続けられ、ついに一一月三日、沖米間で意見の完全一致をみることになる。そして一一月二六日、沖米間で合意に達したこの「新土地補償計画」が、ワシントンにおいて正式承認されることになる。かくして一九五〇年代を通じて沖縄で最大の政治問題となった軍用地問題は、ようやく決着をみるのであった。

沖米間で合意に達した「新土地補償計画」とは、以下のようなものであった。まず第一に、米軍が取得する権利については布令一六四号に定められた「限定付土地保有権」、「定期賃借権」、そして「地役権」の三つの権利に代えて、「不定期賃借権」と「五ヵ年賃借権」の二つの権利に改められた。第二に、賃貸借契約の方式についてはこれまでの地主と米軍との「直接契約方式」ではなく、地主と琉球政府がまず契約を結び、その後に琉球政府と米軍が転貸し契約を結ぶという、いわゆる「間接契約方式」が採用されることとなった。但し、地主が琉球政府との契約に応じない場合には、米軍によって強制収用ができるとされた。第三に、支払方式に関しては一括払い方式が完全に廃止され、毎年払い方式が採用された。なお、不定期賃貸借契約の場合にのみ、特別の理由（沖縄外への移住、農地の購入、住宅の購入・建設など）によってまとまった資金を必要とする地主には、一〇年を超えない範囲内で賃貸料の前払いが認められることとなった。

そして第四に、賃貸料の評価に関しては、五年ごとに再評価がなされることとなり、一九五八年七月から五年間ア

Hosei University Repository

メリカ政府が支払う年間賃貸料は、総額で五九六万八四三七ドルと決められた。これは、一九五三年の年間賃貸料の約六倍にあたるものであった。以上のことから分かるように、訪米した沖縄代表団が陸軍省に行なった諸要求、すなわち①一括払い方式の完全廃止、②期限に定めのない賃貸借契約、③賃貸料の毎年払い、そして④賃貸料の五年ごとの更新要求などは、全て達成されるのであった。

この沖米間で合意をみた「新土地補償計画」は、翌五九年に入って、法制度化されることになる。まず同年一月一三日、「土地借賃安定法」（立法第一号）が琉球政府によって公布され、同法に基づき軍用地と民間地の最高借賃が設定されることとなった。[112] また二月一二日には、布令第二〇号「賃借権の取得」が米民政府によって公布され、米軍の取得する軍用地の権利は「不定期賃借権」と「五ヵ年賃借権」の二つに切り替えられた。[113]

このように「新土地補償計画」は沖縄側の意向を十分に汲み取る形で法制度化されることになるのだが、これが沖縄側からみて何の問題点もなかったかというと、決してそうではなかった。沖縄側にとってのちのち問題となるのは、軍用地の算定にかかわる問題であった。「土地借賃安定法」第一五条第一項は、「土地借賃評価委員会」が最高借賃を決定した場合、それを「直ちに行政主席に提出し、その許可を得る」ことが規定されている。しかしその第二項において同法は、「前項の許可は、高等弁務官の承認を得るものとする」、という規定が挿入されていたのである。[114] そのため現地米軍当局は、この第二項の規定をうまく活用して、その後軍用地の地価を民間地のそれと比べて低く抑えることとなるのであった。軍用地主の連合組織である土地連が、その低く設定された軍用地の地価を改めるために、のちに精力的な活動を展開していったことについては、第七章で詳しくみていく予定である。

以上、沖米間の合意の下で策定された新軍用地政策は、上記のように、沖縄側にとって問題となるような点を含ん

Hosei University Repository

ではいたものの、全体的にみて沖縄側の意向を十分に汲み取った内容となっていた。そのこともあって、軍用地約五万一〇〇五エーカーのうち四万九六七四エーカーの軍用地が、任意の契約によって米軍に提供されるのであった（一九六一年二月現在）[115]。つまり、九七・四パーセントの軍用地が、地主の同意の下、米軍に提供されることとなったのである。かくして、あれほどまでに紛糾した軍用地の補償問題は、このような形で決着をみるのであった。

さて、こうした新軍用地政策の策定作業と並行してアメリカ政府内部で進められていた「飛び地」返還案の検討作業は、一体どのような結末を迎えたのであろうか。結論から先にいえば、この「飛び地」返還案は軍部の強い反対によって潰え去ることになる。この軍部の反対理由をみることによって、沖縄の米軍基地が沖縄社会のなかでどのような存在であったのかが若干みえてくると思われるので、最後にこの「飛び地」返還案に反対した琉球軍司令部の反対理由をみておくことにしよう。

沖縄現地のブース琉球軍司令官（兼高等弁務官）が「飛び地」返還案の検討結果を太平洋軍司令官に報告したのは、新軍用地政策が策定されておよそ半年後の五九年六月のことである[116]。この琉球軍司令部のまとめた長文の研究報告書は、とくに嘉手納統合案（嘉手納、普天間、金武などを含む地域に基地を統合する案）と南部統合案（那覇、与那原、糸満などを含む地域に基地を統合する案）の二つの案を詳細に検討しているが、まず後者の南部統合案に関しては、次の六点を指摘している[117]。第一に、一三の市町村が廃止になってしまうこと、第二に、住民約一一万人（約二万二〇〇〇戸）の移動が必要になってしまうこと、第三に、沖縄農業にダメージを与えてしまうこと、第四に、区域内にある戦没者記念碑の問題が生じてしまうこと、第五に、四三の学校が閉鎖になってしまうこと、そして第六に、五〇〇〇万ドルもの膨大な経費がかかってしまうこと、以上である。

Hosei University Repository

一方、嘉手納統合案に関して同報告書は、こうした南部統合案に比べて既存の基地を活用でき、しかも水などの資源にも恵まれていると指摘しながらも、やはり南部統合案と同様に、次のような問題点があると指摘している。すなわち、第一に、たとえ既存の基地を活用できたとしても、新たに二万五〇〇〇エーカーの土地を接収しなければならないこと、第二に、八つの町村が廃止になってしまうこと、第三に、住民約一四万九〇〇〇人（約三万五〇〇〇戸）の移動が必要になってしまうこと、第四に、四八の学校やその他の公共施設を閉鎖しなければならないこと、そして第五に、南部統合案より経費は低くなるが、それでも約三〇〇〇万ドルもの経費がかかってしまうこと、以上である。

また同報告書は、軍事戦略的な観点からみても、この基地統合案が問題を抱えていることを指摘している。すなわち、軍事施設が一ヵ所に集中していると敵の攻撃の標的になりやすく、しかもその被害も大きくなってしまう、というのである。

このように基地統合案（「飛び地」返還案）に極めて否定的な評価を下した琉球軍司令部の報告書を受け取った統合参謀本部は、一〇月一日、マッケルロイ国防長官に対し、この評価結果を同本部が支持していることを伝えている。[118] そしてこの軍部の評価結果をマッケルロイから受け取ったアイゼンハワー大統領は、ついに一一月三〇日、この基地統合案を断念するのであった。[119] 一一万人から一五万人規模での住民移動の必要性や、大規模な土地接収の必要性、そして三〇〇〇万ドルから五〇〇〇万ドルもの膨大な建設コストがかかってしまうことなど、この基地統合案のもつ欠点を指摘されたアイゼンハワーは、同案の実現が到底不可能で、しかも望ましくないものと結論づけたのである。かくして一年半以上にもわたってアメリカ政府内部で検討されたこの「飛び地」返還案（基地統合案）は、結局のところアイゼンハワーの判断によって検討中止となるのであった。

Hosei University Repository

さて、このように基地統合案は潰え去ったわけであるが、実際の沖縄の米軍基地は、一九五〇年代の末までには、一体どのような姿になっていたのであろうか。一九五〇年代の中盤まで沖縄の米軍基地は、沖縄本島中南部地域に集中していたが、五〇年代の後半に入ると、海兵隊の沖縄移駐によって北部地域にも徐々に構築されるようになり、本島全域にまで広がることとなった。またこれを基地面積（軍用地面積）からみると、五五年一〇月段階で約四万エーカーあった米軍基地は、その四年後の五九年九月には、実に七万五〇〇〇エーカーにまで拡大していたのである。[120] つまり、五〇年代後半に入って米軍当局は、新たに約三万五〇〇〇エーカーもの土地を接収したわけである。これによって沖縄本島陸地総面積に占める軍用地の割合は、これまでの一四パーセントから二一パーセントにまで増大するのであった。前述したように、軍用地の新規接収を沖縄の政治指導者たちが黙認するなか、こうして沖縄の米軍基地は拡大していったのである。

次章では、一九六〇年代の「沖縄返還」をめぐる政治過程のなかで、この拡大した米軍基地が沖縄県祖国復帰協議会（復帰協）や日米両政府によって、どのように取り扱われたのかについてみていくことにする。

（1）代表的な研究として、新崎盛暉『戦後沖縄史』（日本評論社、一九七六年）、我部政男・比屋根照夫「土地闘争の意義」『国際政治』五二号（一九七四年）がある。

（2）琉球銀行調査部編（執筆代表者牧野浩隆）『戦後沖縄経済史』（琉球銀行、一九八四年）、VI編、第八章。

（3）河野康子『沖縄返還をめぐる政治と外交―日米関係史の文脈―』（東京大学出版会、一九九四年）、第六章第三節、宮里政玄『日米関係と沖縄　一九四五―一九七二』（岩波書店、二〇〇〇年）、第五章第二節。

（4）六月二五日には沖縄教職員会など民間一六団体からなる軍用地問題解決促進協議会が那覇市とコザ市で住民大会を開催し、一五万人の住民が参加している。

Hosei University Repository

(5) Naha to Secretary of State, June 16, 1956, 794C. 0221/6-1656. 沖縄県公文書館 [U90006104B]

(6) Command Report 1956, Ryukyus,p.28. 沖縄県公文書館 [U90007025B]

(7) *Ibid.*, p.28.

(8) なお、米軍当局と連携して事態の処理にあたったスティーブス総領事にしても、彼がこの超党派の住民大会に大きな関心を示したという形跡は、筆者の手元にある資料をみる限り、見られない。

(9) Tokyo to Secretary of State, June 15, 1956, 794C.0221/6-1556. 沖縄県公文書館 [U90006104B] なお、この立法院決議は本土在住沖縄出身者の伊江朝功（沖縄土地問題解決促進委員長）らを通じて非公式に日本外務省に伝達されている。『琉球新報』一九五六年六月六日付。

(10) この沖縄代表団の日本本土での活動については、「沖縄軍用地問題接衝報告書」（一九五六年八月）を参照のこと。なお、この資料は安里積千代の御遺族である大城光代氏より見せていただき、そのコピーを頂いた。大城光代氏の御厚意に深く感謝する。この資料の原本は現在沖縄県公文書館に保管されており、閲覧も可能である。

(11) 「沖縄代表との会談に関する件」外務省アジア局第一課、一九五六年六月二九日、「沖縄代表との第二回会談」同上、一九五六年七月三日、「沖縄代表との第三回会談」同上、九五六年七月九日、「沖縄代表との第四回会談」同上、九五六年七月二〇日、情報公開第〇〇八四二号。なお、後述する「日米国際交渉」案の模索を含め、沖縄の政治指導者たちが日本政府を軍用地問題に関与させるためにとった行動や、同じく後述する「日本側調査団の沖縄派遣」案をめぐる政治過程を含め、「日本政府の関与」をめぐって展開されたダイナミックな政治過程に関しては、別途詳しく論じる予定である。

(12) 前掲資料「沖縄軍用地問題接衝報告書」。

(13) 同上。

(14) Letter from Morgan to Hemmendinger, July 6, 1956; Letter from Horsey to Parsons, July 10, 1956, 794C. 0221/7-1056; Telegram from the Department of State to the Embassy in Tokyo, July 15, 1956, 794C, 0221/7-156. [U90006105B] なお、このプライス勧告をめぐる日米両政府の政治折衝や、これを受けたアメリカ政府内部での政策決定過程については、拙稿「日米関係のなかの沖縄軍用地問題―一九五六年のプライス勧告をめぐって―」『国際政治』一六〇号（近刊）を参照のこと。

(15) 「軍用地問題の内面的考察（二）」那覇日本政府南方連絡事務所長から総理府南方連絡事務局長、一九五六年七月一六日、情報公開第〇二八二一八号。この資料は、中京大学の浅野豊美教授が外務省に情報公開請求をして取得したものである。浅野教授の御厚意により

Hosei University Repository

同資料をみせて頂いた。浅野教授の御厚意に深く感謝する。

(16) このオフ・リミッツの発令から後述する「レムニッツァー書簡」の送付、そして高島南方連絡事務所長の動きなどについては、別途詳しく論じる予定である。

(17) STATEMENT OF GENERAL LEMINITZER, GOVERNOR OF THE RYUKYU ISLANDS, ON THE UNITED STATES LAND POLICY IN THE RYUKYU ISLANDS. 沖縄県公文書館 [U90007049B]

(18) 『アメリカの沖縄統治関係法規総覧（Ⅲ）』（編集・発行月刊沖縄社、一九八三年）、一六一～一六五ページ。これ以外にも同布令は、五年を超えない期間内で使用する軍用地に関しては、「定期賃借権（leasehold）」を取得し、賃貸料を特定期間ごとに支払う旨を規定し、また特定の目的または制限された目的に使用する軍用地に関しては、「地役権（easement）」を取得し、その土地の補償額を一括で支払うことを規定している。

(19) 『沖縄タイムス』一九五六年七月一六日付。Naha to Secretary of State, August 11, 1956, 794C. 0221/8-1056. 沖縄県公文書館 [U90006094B]

(20) 『琉球新報』一九五七年五月八日付。

(21) 『沖縄タイムス』一九五七年一月九日付。

(22) 富原守保『金融の裏窓十五年』（経済評論社、一九六四年）、五二ページ。

(23) 『沖縄タイムス』一九五七年二月六日、一二日付。

(24) Memorandum of Conversation, April 15, 1958, enclosure in American Consular Unit, NAHA to THE DEPARTMENT OF STATE, WASHINGTON, April 21, 1958, 794C. 0221/4-2158. 沖縄県公文書館 [U90006117B]

(25) 『沖縄タイムス』一九五七年一月九日付。

(26) 同前紙、一九五六年一二月二二日付。なお、米軍側の記録によれば、一九五六年八月末に辺野古地区の指導者らは、関係地主の代表として新規接収を容認する手紙を米軍側に出していた。Command Report 1956, Ryukyus, pp. 45-46. 沖縄県公文書館 [U90007025B]

(27) 『沖縄タイムス』一九五六年一二月二二日付。

(28) 同前紙、一九五六年一二月二二日付。

(29) 伊江島および宜野湾村伊佐浜での土地接収に関しては、鳥山淳「一九五〇年代の沖縄の軍用地接収―伊江島と伊佐浜そして辺野古

Hosei University Repository

―」『歴史評論』七一二号（二〇〇九年）を参照のこと。

(30)『沖縄タイムス』一九五六年一二月三〇日付。

(31) 同前紙、一九五七年一月一四日付。

(32) 同前紙、一九五七年一月一四日付。

(33) 同前紙、一九五七年一月四日、五日付。

(34) 同前紙、一九五七年一月八日付

(35) 琉球政府行政主席官房情報課「軍用土地問題の経緯」（一九五九年六月）、三三～三七ページ。なお、桑江が会長を務める土地連は、一月一九日、約二〇〇〇名の軍用地主を集めて地主大会を開催し、一括払い絶対反対を主張している。

(36) なお、同「具体案」は、転業や転居のために資金が必要となる場合のことも考えて、五ヵ年以内の前払い借用方式も提案している。

(37)『沖縄タイムス』一九五七年二月六日付。

(38) 同前紙、一九五七年二月七日付。

(39) 同前紙、一九五七年三月五日付。

(40) 桑江朝幸『民族の血は燃えて』（民族の血は燃えて再版委員会、一九八四年。なお初版は新星図書から一九七二年に出ている）、二〇五ページ。

(41)『沖縄タイムス』一九五七年三月三〇日付。

(42) 同前紙、一九五七年四月六日付。

(43) 同前紙、一九五七年五月五日付。

(44) 同前紙、一九五七年五月一六日付。

(45) 同前紙、一九五七年六月二七日付。

(46) 同前紙、一九五七年五月二〇日、二四日付。

(47)「限定付土地保有権に対する疑義を中心とする法的問題報告：一九五七・七・二」『安里積千代関係文書』（目録番号Ⅱ　七―九）東京大学法学部近代日本法政史料センター原資料部。

(48) 原彬久『日米関係の構図―安保改定を検証する』（日本放送出版協会、一九九二年）、第三章第四節、河野、前掲書、第六章第二節。

(49)「日米協力関係を強化発展せしめるためにとるべき政策」外務省、一九五七年三月、情報公開第〇一二九七号。

Hosei University Repository

(50) 参考資料三「日米共同声明の骨子」、同前資料。
(51) 別紙四「沖縄施政権返還のための措置」、同前資料。
(52) この岸・マッカーサー予備会談については、注(48)で挙げた文献の他に、我部政明『戦後日米関係と安全保障』(吉川弘文館、二〇〇七年)、第一部第四章も参照のこと。
(53) 『沖縄タイムス』一九五七年六月一〇日付。
(54) 以下、岸・アイゼンハワー会談については、Memorandum of a Conversation, White House, Washington, June 19, 1957, 11:30am., *FRUS, 1955-1957*, Vol. 23, Part 1, pp. 369-375.
(55) 以下、岸・ダレス会談については、Memorandum of a Conversation, Secretary Dulles' Office Department of State, Washington, June 20, 1957, 11 a.m., *ibid.*, pp. 387-392.
(56) 『沖縄タイムス』一九五七年七月三日付。
(57) 同前紙、一九五七年七月六日付。
(58) 同前紙、一九五七年七月七日、一一日付。
(59) 同前紙、一九五七年六月二七日、二八日、二九日、七月一九日、二五日付。
(60) 同前紙、一九五七年八月一四日、八月二五日付。
(61) 前掲『軍用土地問題の経緯』、一一一ページ。
(62) 『沖縄タイムス』一九五七年一〇月一九日付。
(63) 同前紙、一九五八年一月一八日、二一日、二五日付。
(64) 前掲『軍用土地問題の経緯』、三九ページ。
(65) 『沖縄タイムス』一九五八年二月一二日。この金融機関の水面下での動きについて土地連会長の桑江朝幸は、次のように回想している。「金融機関は、預金者獲得という営業上の起点から『一括払いを受け取る手近な心得』というパンフレットを発行して数百名の勧誘員に各軍用地主の家庭を訪問させ、一括払いを受け取るよう説得した」(桑江、前掲書、二〇八ページ)。「銀行の預金争奪があまりにひどくなったものですから、一括払い受領勧誘に対処するため、ひざごレストランに銀行の頭取など代表者を全員呼んで、一括払い阻止の協力を求めたんです」(土地連三十周年記念誌編集委員会編『土地連三十年のあゆみ』通史編、沖縄県軍用地等地主連合会、一九八九年、三〇二ページ)。なお、一括払い金の支払いは前年(一九五七年)の一一月一日から開始されたが、翌五八年二月中旬ま

Hosei University Repository

でに米軍が琉球銀行に供託した一括払い資金は、約一一億一〇〇〇万円であった。そのうちの二億八〇〇〇万円が軍用地主六九八名に受領されたが、どれだけの地主が金融機関にそれを預金したのかは不明である（『沖縄タイムス』一九五八年二月二一日付）。

(66) 『沖縄タイムス』一九五八年二月一六日、一八日付。

(67) 「人民党事件」を扱った文献は数多くあるが、アメリカ政府の一次史料を用いた重要な研究として、宮里、前掲書、第四章がある。また、最近刊行された琉球新報社編『不屈　瀬長亀次郎日記 第二部 那覇市長』（琉球新報社、二〇〇九年）では、那覇市長時代の瀬長の日記とともに、解禁された米側一次史料が収録されており、瀬長追放に至るまでの過程が立体的に明らかにされている。

(68) 宮里、前掲書、一二九～一三一ページ。

(69) 同上、一三四ページ。

(70) Robertson to the Secretary, February 1, 1958, 794C.0221/2-158. 沖縄県公文書館 [U90006115B]

(71) A DREAFT STATEMENT OF UNITED STATES POLICY ON THE RYUKYU ISLANDS PROPOSED BY THE NATIONAL SECURITY COUNCIL, 794C.0221/2-158. 沖縄県公文書館 [U90006115B]

(72) American Consular Unit, Naha to the Department of State, AIR PRIORITY, January 30, 1958. 沖縄県公文書館 [U90006097B]

(73) Letter from Horsey to Parsons, January 20, 1958, 794C.0221/1-2058. 沖縄県公文書館 [U90006114B]

(74) Letter from MacArthur to Dulles, February 1, 1958, 794C.0221/2-1058. 沖縄県公文書館 [U90006115B]

(75) Letter from MacArthur to Dulles, February 24, 1958, 794C.0221/2-2458. 沖縄県公文書館 [U90006115B]

(76) Robertson to the Secretary, March 31, 1958, 794C.0221/3-3158. 沖縄県公文書館 [U90006116B]

(77) Memorandum of Conversation, April 9, 1958. 沖縄県公文書館 [U90006116B]

(78) この「飛び地」返還案をめぐる政治過程については、我部政明『日米関係のなかの沖縄』（三一書房、一九九六年）、第二章、宮里、前掲書、第五章、エルドリッヂ・ロバート「四〇年前の基地統合計画に学ぶ」『琉球新報』二〇〇〇年一月一九日～二月一日付を参照のこと。なお、同返還構想と対日政策との関係性については、明田川融『日米行政協定の政治史　日米地位協定研究序説』（法政大学出版会、一九九九年）、坂元一哉『日米同盟の絆』（有斐閣、二〇〇〇年）を参照のこと。

(79) Robertson to the Secretary, April 11, 1958, *Records of the U.S. Department of State Relating to the Internal Affairs of Japan, 1955-1959*, Decimal Files 794, 894, 994, Roll No 47. 国会図書館憲政資料室 [YD-396]

Hosei University Repository

(80) Robertson to MacArthur, April 11, 1958, 794C.0221/4-1158. 沖縄県公文書館 [U90006115B]
(81) Telegram from the Embassy to the Department of State, April 15, 1958, *FRUS, 1958-1960*, Vol. 18, pp. 19-21.
(82) Memorandum of Telephone Conversation Between President Eisenhower and Secretary of State Dulles, April 22, 1958, *ibid.*, pp. 21-22.
(83) 『沖縄タイムス』一九五七年四月一二日付。
(84) 安里積千代『一粒の麦』(民社党沖縄県連合会、一九八三年)二二〇ページ。
(85) 『沖縄タイムス』一九五八年四月一八日、二〇日、二二日付。岸首相との会見は四月二一日。
(86) Tokyo to Secretary of State, April 18, 1958, 794C. 0221/4-1858. 沖縄県公文書館 [U90006117B]
(87) Tokyo to Secretary of State, May 13, 1958, 794C. 0221/5-1358. 沖縄県公文書館 [U90006117B] なお、この日本側の要請は、パーソンズ北東アジア課長からロバートソン国務次官補にまで伝えられている。Parsons to Robertson, May 14, 1958. 沖縄県公文書館 [U00001569B]
(88) 『沖縄タイムス』一九五八年四月二九日付。
(89) 「軍用地問題の動き」那覇日本政府南方連絡事務所長(一九五八年六月九日、総理府特別地域連絡局長から外務省アジア局長宛に転送)、情報公開第〇三一二六号。
(90) Tokyo to Secretary of State, June 12, 1958, 794C.0221/6-1258. 沖縄県公文書館 [U90006118B]
(91) 『琉球新報』一九五八年五月一四日、六月三日付。
(92) ワシントンに到着した沖縄代表団は陸軍省との正式会談を前に国務省のロバートソン国務次官補や国防省のスプレイグ国防次官補などとも会談したが、その際にも代表団はマッカーサー大使に訴えたのと同様に、民連の脅威を理由に挙げて一括払い方式の完全廃止を両次官補に訴えている。Memorandum of Conversation, June 27, 1958; Memorandum for Record, June 30, 1958. 沖縄県公文書館 [U00001553B]
(93) 「沖縄軍用土地問題対米折衝方針議事速記録(第一日の二)」外務省、一九五八年六月一二日、「沖縄軍用土地問題対米折衝方針議事速記録(第二日)」同、一九五八年六月一三日、情報公開第〇三一二六号。
(94) 「沖縄代表団の対米討議資料」(作成者・作成日付なし)、情報公開第〇三一二六号。
(95) 前掲資料「沖縄軍用土地問題対米折衝方針議事速記録(第二日)」。

Hosei University Repository

(96)「沖縄代表団提案要綱」『安里積千代関係文書』（目録番号Ⅱ　五―一）東京大学法学部近代日本法政史料センター原資料部。
(97) Tokyo to Secretary of State, June 16, 1958. 沖縄県公文書館 [U90006118B]
(98) 前掲資料「沖縄軍用土地問題対米折衝方針議事速記録（第二日）」。
(99) Tokyo to Secretary of State, June 16, 1958. 沖縄県公文書館 [U90006118B]
(100) Letter from Dulles to Quarles, June 22, 1958, 894C.131/6-2258, RG59, NA. この資料は、法政大学の河野康子教授が米国国立公文書館において蒐集したものである。河野教授の御厚意により同資料をみせて頂いた。河野教授の御厚意に深く感謝する。なお、ドル通貨切り替え問題については、河野、前掲書、第六章第三節、宮里、前掲書、第五章第三節を参照のこと。
(101) 例えば、MEMORANDUM FOR THE RECORD, May 12, 1958, 894C.16/5-1258. 沖縄県公文書館 [U90006134B] 他に、河野、前掲書、一六九～一七〇ページ、宮里、前掲書、一六九ページ。
(102) Parsons to Robertson, June 18, 1958, 794C.0221/6-1858. 沖縄県公文書館 [U90006118B]
(103) Letter from Dulles to Quarles, June 22, 1958. 894C.131/6-2258. ダレスはそれ以外に土地評価手続きの再評価と、その土地評価手続きへの沖縄側の参加も提案した。
(104) Memorandum of Conversation, June 26, 1958. 沖縄県公文書館 [U00001553B]
(105) MEMORANDUM FOR RECORD, July 1, 1958. 沖縄県公文書館 [U00001552B]
(106) RECORD OF MEETING, July 1, 1958. 沖縄県公文書館 [U00001552B]
(107) 一九五八年四月二〇日現在、一括払い金の支払い件数は八八二件であったが、そのなかで地主が自発的に一括払い金を受領した件数は四二件であった。沖縄軍用地問題折衝渡米代表団『沖縄における軍用地問題』（一九五八年六月）、一九ページ。
(108) RECORD OF MEETING, July 2, 1958. 沖縄県公文書館 [U00001552B]
(109) Robertson to The Under Secretary, July 2, 1958, 794C.0221/7-258. 沖縄県公文書館 [U90006120B]
(110) Letter from Parsons to Deming, July 7, 1958. 沖縄県公文書館 [U00001552B]、「渡米　折衝報告」『安里積千代関係文書』（目録番号Ⅱ　五―三）東京大学法学部近代日本法政史料センター原資料部。
(111) 沖縄側の代表一二名は、行政府、立法院、市町村長会、市町村議会議長会、そして土地連からそれぞれ選出された。この現地折衝については、「土地問題現地折衝第一分科会議録」『安里積千代関係文書』（目録番号Ⅱ　七―一、二、三、四）東京大学法学部近代日本法政史料センター原資料部、前掲『軍用土地問題の経緯』、四五～八七ページを参照のこと。

Hosei University Repository

(112) 立法第一号「土地借賃安定法」前掲『土地連三十年のあゆみ』(資料編)、二六二〜二六五ページ

(113) 布令第二〇号「賃借権の取得について」、同上、二二五〜二三〇ページ。

(114) 同上、二六四ページ。

(115) 『沖縄年鑑 一九六一年度』(沖縄タイムス社、一九六一年)、二二〇ページ。なお、坪単位で記されているのを筆者がエーカーで換算した。

(116) Donald P. Booth, CINCPACREP, Ryukyu to Commander in Chief, Pacific, June 5, 1959. 石井修・小野直樹監修『アメリカ統合参謀本部資料 一九五三—一九六一』第一三巻(柏書房、二〇〇〇年)、九五〜九八ページ。

(117) 以下、同研究報告書については、USARYIS/IX CORPS, Subject: Single Area Installation Study, Okinawa, May 25,1959. 同上、一〇〇〜一六九ページ。

(118) MEMORANDUM FOR THE SECRETARY OF DEFENCE, October 1, 1959. 同上、一七四〜一七五ページ。

(119) エルドリッヂ・ロバート「四〇年前の基地統合計画に学ぶ 八」『琉球新報』二〇〇〇年一月三一日付。

(120) Ryukyu Islands Facts Book, September 1959. この七万五〇〇〇エーカーの内訳は、私有地・市町村有地が約五万一〇〇〇エーカーで、国有地・県有地が約二万四〇〇〇エーカーであった。なお、筆者は以前に書いた論文(「沖縄軍用地問題」の政策決定過程〜一九五〇年代後半を中心に〜」『沖縄文化研究 三〇』)のなかで、新規接収がまだ完了していない段階の資料(一九五八年六月時点の資料)を用いて、一九五七年一月から五八年六月までの間に約二万五八二〇エーカーの土地が新規に接収されたと説明した(二〇二〜二〇三ページ)。しかし、実際には五八年六月以降も米軍による軍用地の新規接収は行なわれていた。筆者の論文を読んでこの点を指摘して下さったのは、鳥山淳氏である。記して厚く御礼申し上げる。